

4. 争乱の時代 - 伝承にいじられた英雄と与那霸はら軍 -

『宮古島記事仕次』等の歴史資料には、各地に按司とよばれる有力者が出現し、与那霸はら軍という争いがあったことが記されている。14世紀代になると、丘陵上部に石積をもった遺跡が出現し、15世紀前半に活動をおこる遺跡群の存在は、与那霸はら軍との関係性が示唆されている。

(1) 説明

1748年に編纂された『宮古島記事仕次』の中では、与那霸はらと高腰按司、与那霸はらと目黒盛による争いについて触れ、与那霸はらの集団が、老人、子どもまでをも殺戮していく凄惨な争乱の状況が記されている。

この与那霸はら軍を境に、宮古島の歴史は大きく変化していく。与那霸はら軍の前においては、宮古島の各地に按司や主などと呼ばれる地域の有力者が数多くみられるが、与那霸はら軍の後には、与那霸はら軍の最終的な勝利者である目黒盛を島の主長とし、漲水港を眼下に見据える根間・外間の地域を中心とした権力を形成し、与那霸勢頭の中山入貢により沖縄島との関係性が重要視されるようになる。

このような社会変化の一端は、宮古島の13世紀～

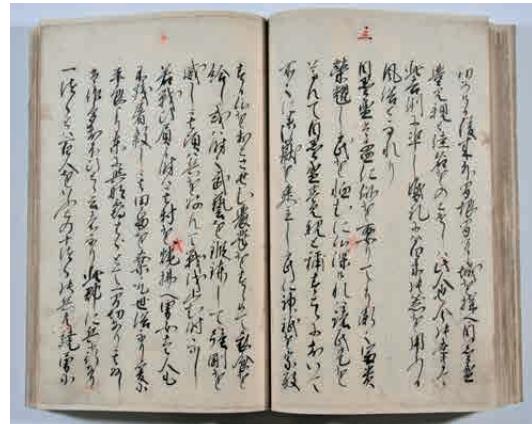
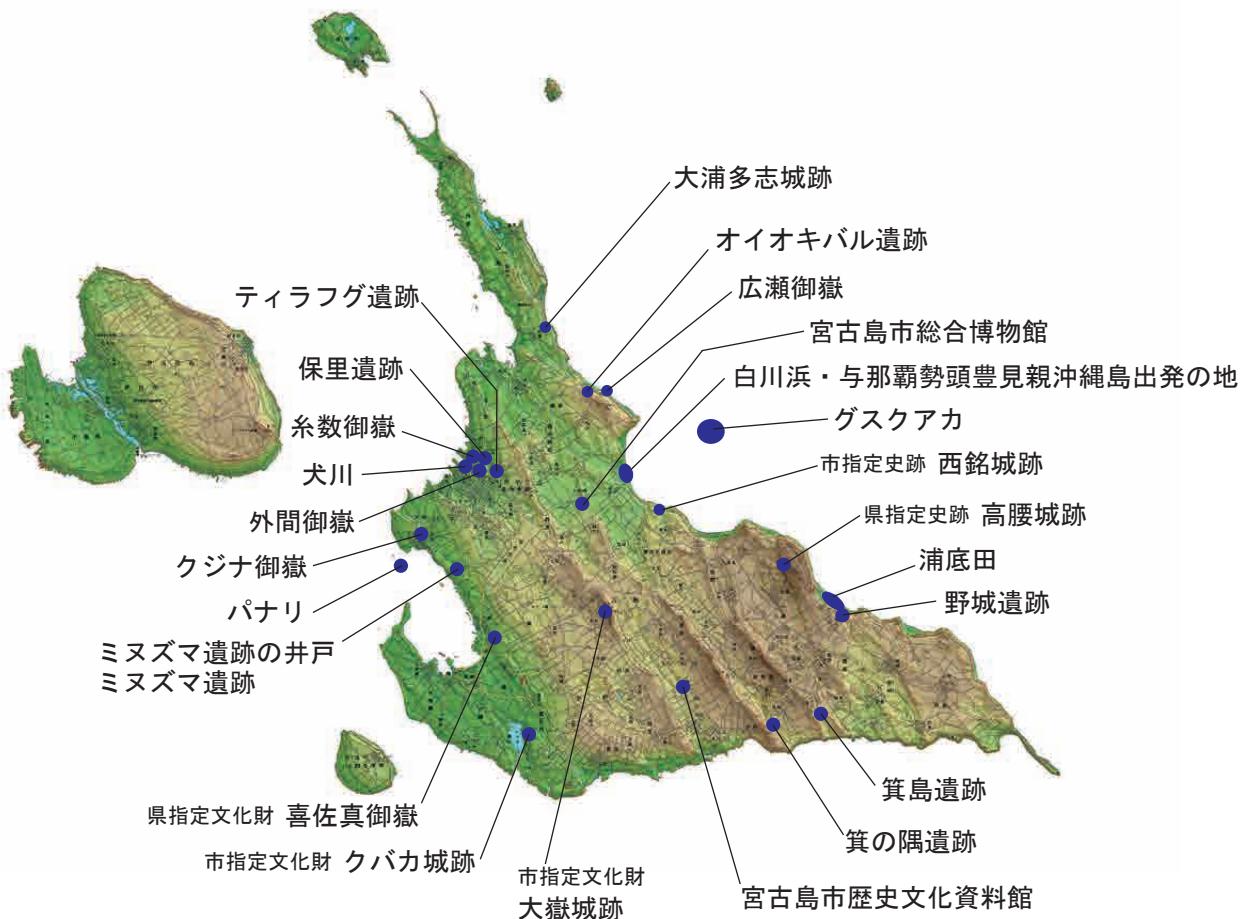


写真 69 『宮古島記事仕次』



第20図 伝承にいじられた英雄と与那霸はら軍関連文化財位置図



写真 70 ミヌズマ遺跡発掘調査風景



写真 71 (右上) ミヌズマ遺跡出土 14世紀代の白磁・青磁群



写真 72 (右下) ミヌズマ遺跡出土 14世紀代の中国産褐釉陶器群

15世紀の遺跡の変化からもみてとれる。13世紀後半以降、宮古島の遺跡数は急増し、北海岸には丘陵の頂上部に石積を有する遺跡が数多く形成される。しかし、これらの石積を有する遺跡は、15世紀前半に突如として活動に終止符がうたれる。このような遺跡には与那霸はら軍に関連する伝承がのこされていることから、争乱に象徴されるような歴史的な画期が与那霸はら軍にあったと考えられる。

(2) 関連する主な文化財

①ミヌズマ遺跡とミヌズマ遺跡の井戸（市指定史跡）

ミヌズマ遺跡は、松原集落と川満集落の中ほどの、海岸線から小丘陵地に位置している。2012～2013年度にかけて、圃場整備工事に伴い発掘調査が行われた。発掘調査では、11世紀後半～12世紀にかけての埋葬人骨や、掘立柱建物跡や、13世紀後半～14世紀中頃にかけての中国産陶磁器や農耕穀物が出土しているが、15世紀前半で集落としての活動を終えている。ミヌズマ集落は、与那霸はらによって滅ぼされたとされ、同集落のものと伝わる井戸が残されている。

②高腰城跡（県指定史跡）

高腰城跡は、比嘉集落の東方の丘陵上部に立地し、東海岸を一望できる。高腰城跡は、高腰按司の居城であったが、内立按司の裏切りなどもあり、与那霸はらによって攻め滅ぼされたとされる。現在も石積みの一部が残されており、周辺には、按司の泉や、高腰田などの関連する文化財が、現在も伝承とともに残されている。1985～1987年に行われた確認調査では、13世紀後半～14世紀中頃にかけての中国産陶磁器が出土している。

③オイオキバル遺跡

オイオキバル遺跡は、福山集落の東方の丘陵上部に立地する遺跡である。遺跡内には、石灰岩の岩盤を利用しながら、丘陵上部を囲うように、石積が廻らされている。石積は、高い所で2m以上にもなり、未加工の人頭大の琉球石灰岩を積み上げた野面積みである。



写真 73 ミヌズマ遺跡の井戸



写真 74 高腰城跡

④外間御嶽

外間御嶽は、与那霸はらとの戦いに勝利した目黒盛の拠点であった。目黒盛の祖先に、宮古島の統治制度を整えた仲宗根豊見親がいるが、外間御嶽は、本来その祖先となる根間大按司、根間角嘉波良、目黒盛、真角与那盤殿、普佐盛の5人を葬った場所であり、その墓所を普佐盛の弟である根間伊嘉利が御嶽に仕立てたと『雍正旧記』に記されている。2007年に行われた発掘調査では、実際に3体の埋葬人骨が検出されたが、男性だけではなく、女性も含まれていた。

⑤西銘城跡（市指定史跡）

増原集落の西北方1kmほどの丘陵上にあって、北方は要害堅固な断崖で海に面し、さらに西方は白川浜へと通じている。崖下に“サガイ井”、さらに下って海よりに“カナギ井”と俗称する二つの井戸がある。御嶽のまわりに城壁とみなされる石垣の跡をみることもできるが、全体の規模ははっきりしない。西銘城跡は、炭焼太郎（西銘の嘉播親）に関わる伝承があり、宮古島市の英雄の始まりをつげる歴史ロマンにあふれた場所である。



写真 75 大正期の外間御嶽（鎌倉芳太郎撮影）

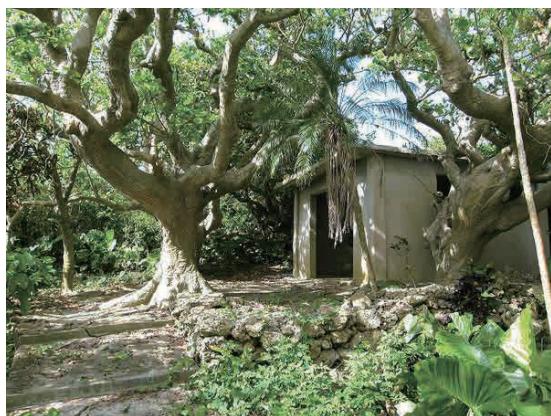
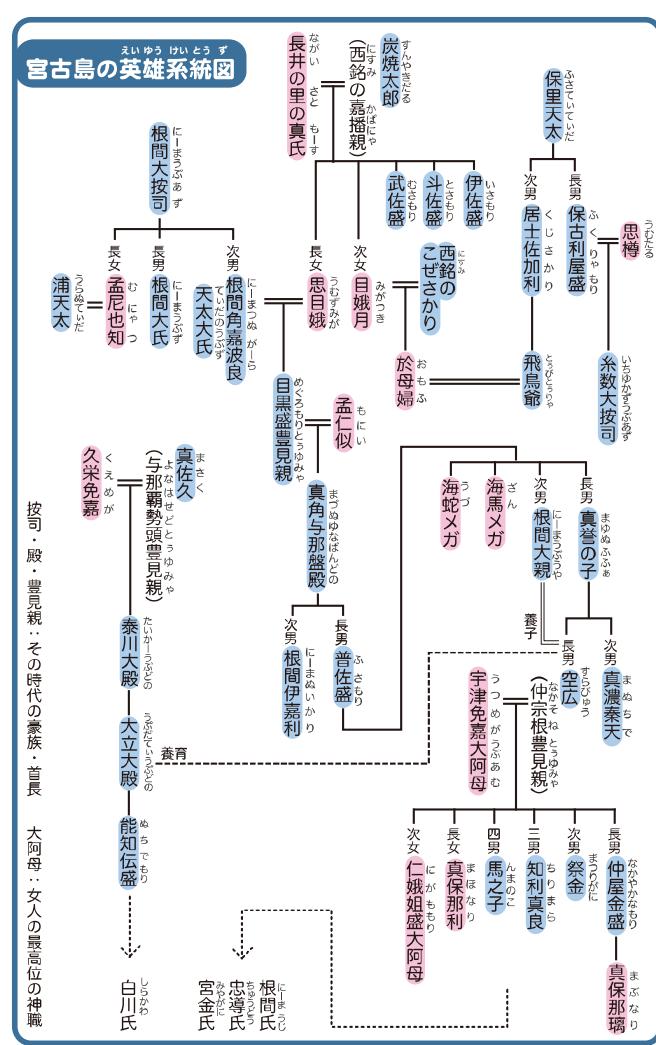


写真 76 西銘城跡



写真 77 与那霸勢頭豊見親出帆の碑



第21図 宮古島の英雄系統図

5. 仲宗根豊見親の治世と首里王府による統治

15世紀後半に、首里王府は、石垣島のオヤケアカハチや、与那国島の鬼虎を征討し、宮古・八重山諸島の支配を強化していく。宮古島においては、仲宗根豊見親によって蔵元が創設されるなど、島内の統治制度が整えられ、漲水泊と那覇港の往来も活発化し、沖縄島の首里王府との関係性を深めた。

(1) 説明

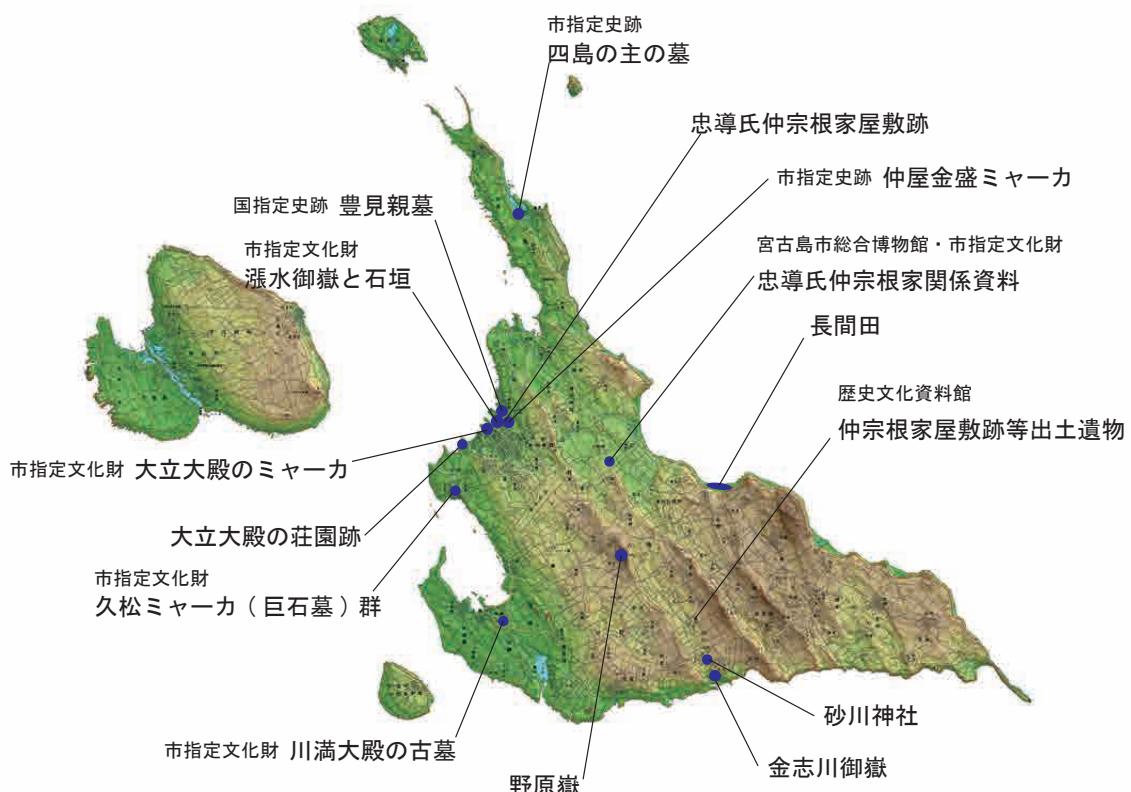
15世紀後半～16世紀はじめにかけて、宮古島を治めたのが仲宗根豊見親である。1500年、石垣島のオヤケアカハチが首里王府に対し反旗を翻す。これに対し、首里王府の尚真王は、仲宗根豊見親を先導として、オヤケアカハチの征討を行う。1522年には、与那国島の鬼虎の征討を行い、宮古・八重山諸島への首里王府の統治体制が強化される。

仲宗根豊見親は、いずれの征討時においても首里王府に従い、先導をつとめたことからも、両者の主従関係が明らかにみてとれる。1504年には、宮古蔵を那覇に設置したとされ、宮古島と首里王府の往来が活発化していたことが分かり、那覇港の渡地村跡から多くの宮古島産の土器が出土していることからも明らかである。これ以後、宮古島は首里王府の統治下におかれていく。仲宗根豊見親は、蔵元を創設するなど、島内の統治制度を整えていくこの時期は、宮古島の歴史においても大きな転換期となった。

(2) 関連する主な文化財

①漲水御嶽と石垣（市指定史跡）

1500年に石垣島のオヤケアカハチの征討に向かう際に、仲宗根豊見親は、漲水御嶽で戦勝祈願を行ったとされ、無事勝利し、帰島することができたならば、御嶽の整備・奉納することを約束したとされ、勝利し、帰島したのちに、漲水御嶽の石垣を整備し、現在にまで残されている。



第22図 仲宗根豊見親と首里王府による統治を構成する主な文化財位置図

②忠導氏仲宗根家関係資料（市指定歴史資料）

宮古島市総合博物館には、忠導氏仲宗根家より寄贈された歴史資料が多数収蔵されている。具体的には、「宮古島下地の首里大屋子への辞令書（写本）」、「忠導氏仲宗根家系図家譜（正統）」、「宮古島旧記」などの歴史資料や、扁額「太平山」、「黒漆蘭竹菊梅箋絵東道盆」などの工芸品も多数みられる。その中でも、「金頭銀茎簪」は、金工で獅子と鳳凰を意匠した2本の簪であり、仲宗根豊見親とのその妻である宇津免嘉がオヤケアカハチの征討の恩賞として尚真王から賜ったものであることが家譜に記されている。仲宗根豊見親や尚真王との関係性を示す重要な資料である。

③久松ミヤーカ（巨石墓）群（市指定建造物）

久松ミヤーカ群は、久貝の1基、松原の4基のミヤーカで構成されている。ミヤーカは、石積で方形に囲った内部に石棺の墓を配した墓の形態である。久松ミヤーカ群の中で、久貝のミヤーカは、久貝ぶさぎとよばれ、仲宗根豊見親の夫人宇津免嘉の父安嘉宇立親の墓と言い伝えている。板石状に切り出した石灰岩やビーチロックで方形に石囲いし、内部には3つの石棺が配置されている。

④川満大殿の古墓（市指定史跡）

洲鎌部落東方にミヤーカの形態をした古墓があり、川満大殿とその妻が葬られた巨石墓である。1500年または1550年ごろ築造されたといわれる。川満大殿は、仲宗根豊見親に認められ、下地の首長に任じられた。平民として田舎に生まれた川満大殿が、一躍下地の首長に任せられたことは、かつて例のない出世であった。大殿は、寅年の人と伝えられているので、1458（天順2）年生まれと推定される。川満大殿は、ベウツ川堀割工事を行ったり、オヤケアカハチ、与那国の鬼虎の征討時には、仲宗根豊見親に従軍している。

⑤忠導氏仲宗根家と庭園（国登録名勝）

仲宗根豊見親の家系は、忠導氏とよばれ、名のり頭に「玄」の字を使用する。また、その屋号は「大外間」であり、現在の東仲宗根の小字外間一帯が、仲宗根豊見親に関連する土地であったと考えられる。現在、忠導氏仲宗根の本家があった土地は屋敷が解体されているものの、庭園が残されており、国の登録文化財となっている。庭園は、昭和4年に住宅を改築した際に、首里の庭師・糸洲朝昌氏が作庭した。



写真78 金頭銀茎簪（宮古島市総合博物館）



写真79 久貝ぶさぎ



写真80 川満大殿の古墓



写真81 旧仲宗根氏庭園

6. 自然災害を伝える文化財群 - 乾隆三十六年の大波を中心として -

1771年に宮古・八重山諸島を襲った地震・津波は、各地に甚大な被害をもたらした。宮古島市内には津波石や、津波に関する祭祀や御嶽などが点在しており、これらの文化財を通して、過去の自然災害を学び、未来の自然災害への備えとする。

(1) 説明

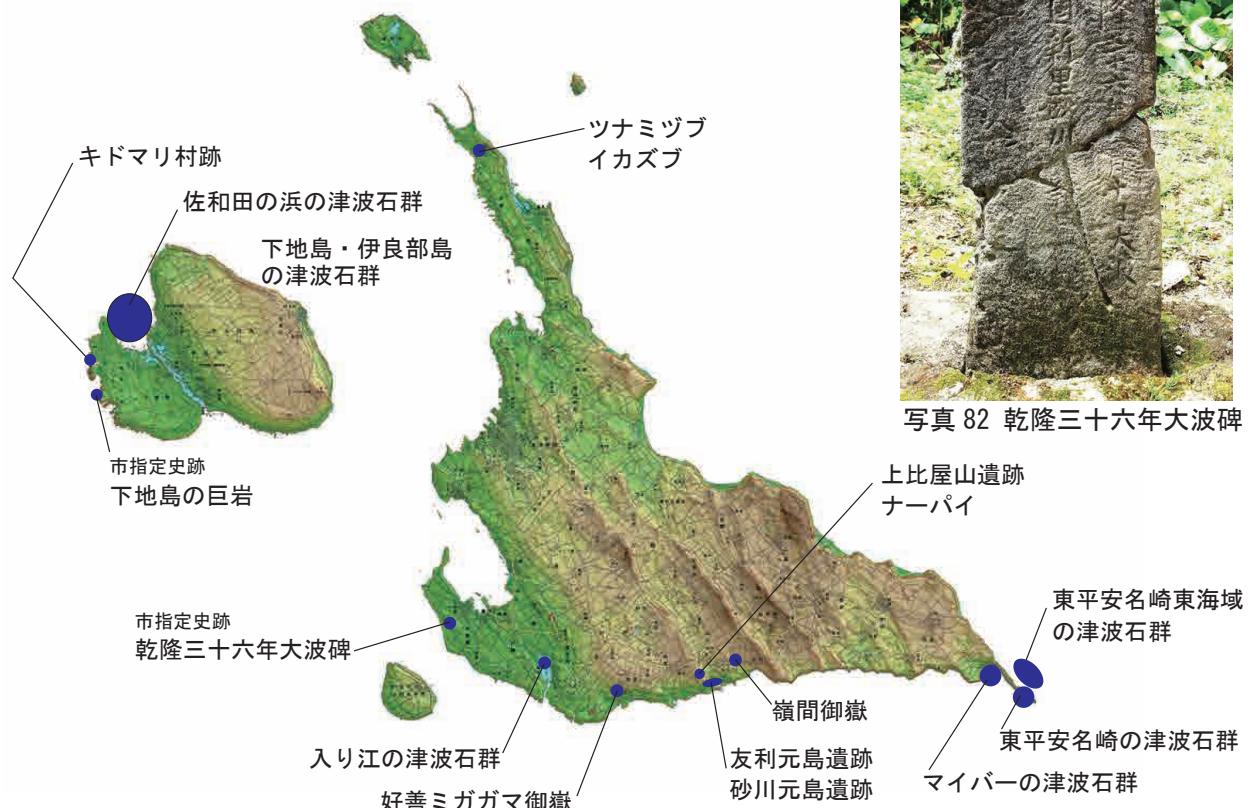
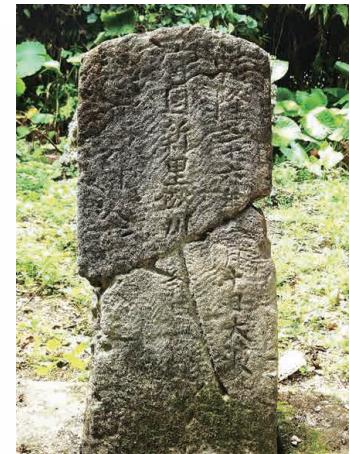
1771(乾隆36)年旧暦の3月10日の8時頃、石垣島沖、または石垣島と多良間島との間を震源地とするマグニチュード7.4の大地震が宮古、八重山諸島を襲った。そして、直後に両諸島には、津波が押し寄せ、地震とあわせ甚大な被害をもたらした。この時の大津波は、「乾隆三十六年大波」(明和の大津波)と記され、宮古諸島においては、友利、砂川、新里、宮国の4つの集落で2,042人が犠牲となった。また、人だけではなく、畠地や家畜にも大きな被害があり、先に述べた4つの集落の再興にあたり、伊良部島より移住政策がとられている。

沖縄県は、大きな地震が少ない地域とされているが、島の海岸域には、津波石が点在しており、1771年以前にも複数回の津波が島を襲ったことが分かっている。過去の災害を語り継ぎ、未来の災害に対し、その意識を高く持つことは非常に重要なことであり、宮古島市における歴史と文化を語るうえで欠かすことのできない要素である。

(2) 関連する主な文化財

①乾隆三十六年大波碑 (市指定史跡)

下地の与那霸前浜に隣接する前山にある石碑には、『乾隆三十六年大波』と記されている。津波で前浜の海岸に漂着した宮国、新里、砂川、友利の犠牲者が埋葬されたことを今に伝えている。1771年当時の歴史を語る県内唯一の文化財である。



②マイバーの津波石群

東平安名崎の西に位置するマイバーの西側には、過去の津波などで打ち上げられたハマサンゴが多数点在する。ハマサンゴは、海の中で同心円状に海面にむかって成長していくため、最も外側部分の組織を採集して年代測定を行うと、打ちあがった年代をしることができる。その結果、1771年以前に打ち上げられたハマサンゴも確認され、過去に宮古島を襲った津波の存在が示された。

③東平安名崎の転石群

東平安名崎の北側には、多くの巨大な琉球石灰岩が点在している。これらの琉球石灰岩は、崖面から崩れ落ちた転石であるが、長年の波の浸食を受け、ノッチが形成される。転石を観察すると、このノッチを2つもつダブルノッチや、2つめのノッチの形成は微弱であるが、明らかに海面とは異なる方向にノッチをもつ転石が複数確認される。これはノッチが形成された転石が波の力によって再び転がり、その面で再度ノッチが形成されたことを示すものであり、その波の力が津波である可能性が高い。

④ナーパイ

ナーパイは、マイウイピヤーで旧暦3月最初の酉の日に行われる津波よけや豊穣を祈る祭祀である。『宮古島記事仕次』によれば、津波によって壊滅した村の唯一の生き残りである「さあね」という男のもとに、竜宮から「むまの按司」という女性が遣わされ、夫婦となり、上比屋山で生活をはじめ、7男7女をもうけました。やがて、子どもも大きくなり、「むまの按司」が竜宮へ帰る際に、二度と集落が津波の被害を受けないようにと、津波よけの祭祀である「ナーパイ」を伝えたとされる。

⑤友利元島遺跡

1987年に行われた友利元島遺跡の発掘調査では、微小貝や、枝サンゴなどの砂礫から構成される1771年の津波堆積層が確認された。その後1995年の同遺跡での発掘調査でも同様の津波堆積層が確認され、石組遺構の一部が損壊した状況で検出され、上部には津波堆積層が確認されたことから、津波によって損壊したものと考えられている。県内で、津波に関連する発掘調査成果が報告されたのは、友利元島遺跡が初めてである。



写真 83 マイバーの津波石



写真 84 東平安名崎の転石群



写真 85 ナーパイの祭祀風景



写真 86 津波堆積層



写真 87 津波によって損壊したと考えられる石組遺構

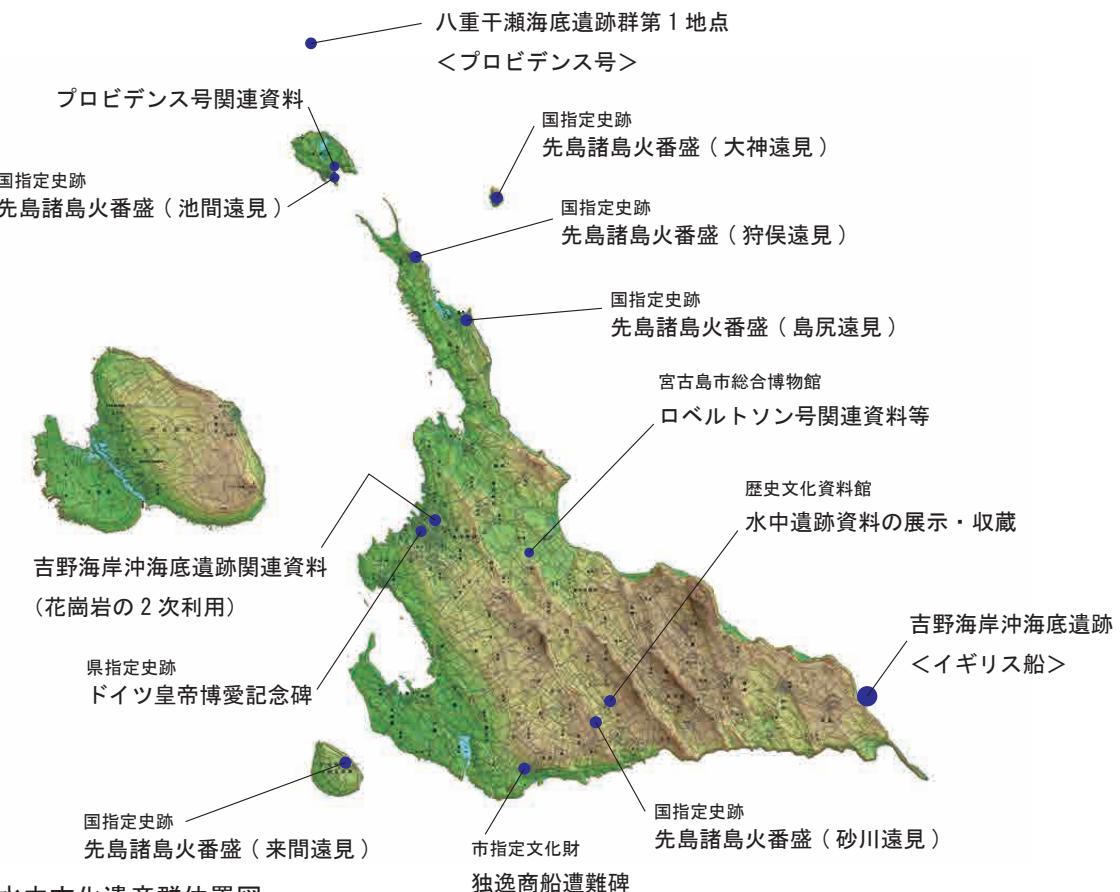
7. 異国船の時代 - 水中文化遺産群 -

18世紀に、西欧諸国が東アジア地域への進出が本格化し、沖縄近海でも、西欧船の往来が活発化した。歴史資料には、座礁・沈没した船の記録も多数記され、調査によってその痕跡が確認された水中遺跡も報告されている。これらの水中遺跡は、その歴史的背景も含め、当時の世界史を物語っている。

(1) 説明

東アジア海域における貿易秩序を支えていた朝貢制度は、16世紀には崩れ始め、17世紀には、ポルトガルがマカオから長崎に中国産生糸を輸出し、日本産の銀を得て多くの利益を生み出していた。その一方で、オランダは東南アジアの香辛料の獲得にのりだし、オランダ東インド会社が設立され、1609年にはオランダが平戸に商館を開いている。18世紀にイギリスで、紅茶を飲む習慣が広がると、中国茶の需要が高まり、清との貿易が活発化する。しかし、イギリスへの、中国茶の輸入量が急増する一方で、イギリスからの輸出品である毛織物や綿織物の清での需要は低く、多量の銀が清へと流出することとなる。そこでイギリスは、インドを介して、アヘンを清へ密輸し、その対価として銀を得る三角貿易を開始する。やがて、アヘン戦争を経て、イギリスやフランスなどの西欧諸国は清での商業活動を活発化していく。1848年には、アメリカ・カリフォルニアのサクラメント渓谷で金鉱の発見によるゴールドラッシュが始まり、金鉱での作業員として、多くの中国人労働者がアメリカへと渡っている。これらの西欧諸国のアジア進出により、沖縄近海でも西欧船が多くみられるようになり、特に18世紀後半から19世紀後半にかけて座礁・沈没した船の記録も多くみられる。

宮古島市近海においても、西欧船に関する漂着や、座礁などの記録が多数残され、沖縄県立埋蔵文化財センターが行った水中遺跡分布調査では、3つの関連する水中遺跡が報告されている。これらの



第24図 水中文化遺産群位置図

遺跡からは、多くの遺物も引き揚げられ、船名などについても調査が進められている。陸域においても、座礁した船の記録を記した古文書や、記念碑などが残されており、上述した東アジア海域における西欧諸国の進出を示す多くの文化財が宮古島市に残されている。また、八重干瀬に座礁、沈没したイギリス軍艦プロビデンス号については、先に訪れていた北海道室蘭市でも多くの関連史料が残されており、1998年に「海と船のロマンが結ぶ交流」として交流都市締結が行われている。

(2) 関連する主な文化財

①八重干瀬海底遺跡群第1地点

1797年、イギリス軍艦プロビデンス号が宮古島沖の八重干瀬で座礁、沈没した。この船は、太平洋海域の探検調査のためにイギリスを出発し、1796年に千島と北海道を調査し、1度マカオに寄港した後、2回目の調査に出かけた際、八重干瀬で海難事故にあっている。沖縄県立埋蔵文化財センターによる海底調査の結果、水深13m～15mの海底で清朝磁器、ヨーロッパ製ガラス瓶、ビーズ、鉄塊といった積荷や船体の残骸が確認されている。



写真 88 八重干瀬海底遺跡群第1地点の潜水調査風景

②吉野海岸沖海底遺跡

1853年、船名不明のイギリス船が宮古島吉野海岸の沖で座礁・沈没した。この船は苦力貿易にかかわる船で、中国の広州から船員30名、苦力（中国人労働者）243名を乗せて出港し、アメリカのサンフランシスコへ向かう途中に海難事故にあった。この事故の生存者は船員6名と苦力24名のみで、船員24名と苦力219名の計243名が死亡するという悲惨な海難事故であった。沖縄県立埋蔵文化財センターによる調査の結果、水深約5mの海底から浅いリーフ内にかけての海底には、おびただしい量の巨大な方形花崗岩石材や船体の残骸である船底に張られた銅板が確認されている。



写真 89 吉野海岸沖海底遺跡の潜水調査風景（沖埋文センター提供）

③先島諸島火番盛（遠見番所）（国指定史跡）

遠見番所は、1644年に設置された海上交通の監視や通報（狼煙）機能をもった施設である。火番盛では、中国への進貢船の航海状況や異国船の到来を監視し、のろしを上げて各地の火番盛伝いに番所や蔵元に通報し、琉球王府へ知らせた。先島諸島は琉球列島の最西端に位置し、東シナ海の緊張に直面しており、対外関係と鎖国体制の完成を示す遺跡として重要である。先島諸島火番盛は、宮古島市の池間遠見、狩俣遠見、島尻遠見、来間遠見。砂川遠見、大神遠見の6つと、多良間村に3、石垣市に2、竹富町に7、与那国町に1の計19の火番盛（遠見）で構成されている。

④ドイツ皇帝博愛記念碑（県指定史跡）

この記念碑は、ドイツ皇帝ヴィルヘルム1世の命によって1876（明治9）年3月20日に建立され、22日に除幕式が行われた。1873（明治6）年7月に、宮古島の宮国沖に座礁したドイツ商船ロベルトソン号の乗組員を宮古島の人々が助けた。助けられた8人の乗組員たちは、1カ月余り看護され、船を与えられ帰国した。この救助活動を知ったドイツ皇帝のヴィルヘルム1世は大変感激し、軍艦チクロープ号を宮古島に派遣し、この記念碑を建立した。記念碑の表面の上段はドイツ語、下段と裏面は中国語で、遭難や救助活動のことが記されている。

⑤ドイツ商船遭難之碑（市指定史跡）

この記念碑は、④のドイツ皇帝博愛記念碑が建立された1876年から60年目の節目の年である1936（昭和12）年に、宮古郡教育部会により、外務省の協力により大阪在住の下地玄信氏を委員長として、遭難の地を望む上野字宮国の海岸線に建立された（現在は、ドイツ村の敷地内にある）。記念碑には、近衛文麿公の筆による「独逸商船遭難之地」という辞が刻まれ、大阪市の石材店でつくられた。

⑥『宮古島在番記』

『独逸国商船遭難救助並全国皇帝建立碑顛末書』

『宮古島在番記』は、1368年～1893年までの525年間の事件などを蔵元の筆者らが書き継いできた歴史史料で、宮古島に漂着や、座礁、沈没した船の記録などが記されている。『独逸国商船遭難救助並全国皇帝建立碑顛末書』は、ロベルトソン号が座礁した時から、救助、出立までの島での状況や、記念碑を建立した際の顛末などが書かれた歴史史料である。これらの歴史史料は、宮古島の水中遺跡を理解する上で重要な史料であり、現在は、宮古島市総合博物館で保管されている。



写真 90 先島諸島火番盛（砂川遠見）



写真 91 ドイツ皇帝博愛記念碑



写真 92 ドイツ商遭難之碑



写真 93 『独逸国商船遭難救助並全国皇帝建立碑顛末書』

⑦プロビデンス号関係資料

池間郷土資料館は、池間自治会が運営する資料館であり、漁業に関する民俗資料などが展示されている。展示史料の中には、イギリスに残されていたプロビデンス号の船の図面から復元された模型や、八重干瀬から拾い上げられ、イギリス海軍を示す刻印のある鉄塊なども展示されている。



写真 94 イギリス海軍の刻印をもつ
プロビデンス号関係の鉄塊



写真 95 展示されているプロビデン
ス号の復元模型

⑧吉野海岸沖海底遺跡関連資料

吉野海岸沖海底遺跡では、船に積み込まれていた花崗岩の石材が海岸に多数分布している。これらの花崗岩はオランダ石とも呼ばれ、島民によって陸上に引き揚げられているものもある。これらの陸上に引き揚げられた花崗岩は、掘り抜き式井戸の一部として利用されたり、旧家（忠導氏仲宗根家敷地）の庭等で確認されている。県内外の水中遺跡関連資料の2次利用としては、錨石を墓の石材や、湧水地の石材などに利用している事例がみられるが、吉野海岸沖海底遺跡から引き揚げられた花崗岩についても、同遺跡の歴史を語る上で文化財構成要素の一つとして位置づけられる。



写真 96 花崗岩が点在する吉野海岸



写真 97 リーフ内で確認された花崗岩



写真 98 忠導氏仲宗根家本家の石積に2次利用されている
花崗岩



写真 99 井戸に2次利用されている花崗岩

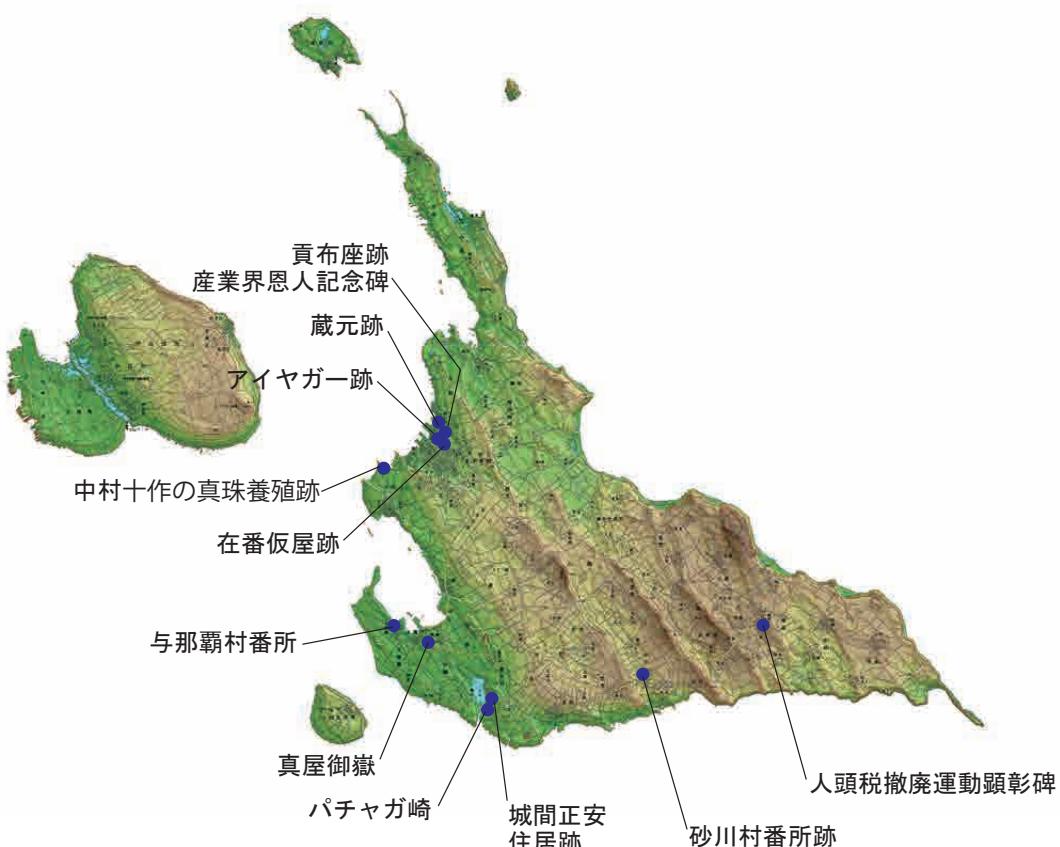
8. 人頭税と宮古上布

1637年より宮古・八重山諸島でもちいられた人頭税制は、台風や旱魃などに関わりなく各村の人口をもとに割り当てられた定額の税制度であり、島民に大きな負担を強いるものであった。その中で、女性は、苧麻を原材料とした反布を貢納した。過酷な環境下で製作された貢納布は、現在の宮古上布につながるものであり、島の歴史を語る上で欠かすことのできない重要な文化的要素である。

(1) 説明

薩摩藩は、慶長検地の結果、琉球の石高を8万9000石余とし、のち宮古に6040石の違算があったと8万3080石に減額、宮古は1万1288石余りとなった。1636年に、宮古・八重山の人口調査があり、1637年から人頭に対して賦課されるようになった。さらに1659年からは、前年の納額を標準にして、それ以後毎年の納額を特定した。このときの宮古の貢租額は、3881石（正租3367石 <1150石粟納、2216石余反布代納=7409反>、五出米514石）となっている。この人頭税は、宮古・八重山諸島にのみ賦せられた税制度であり、台風や旱魃などの自然災害に関わりなく徴収される人頭税の過重負担は非常に重いものであった。

貢納の中で、反布の占める割合は高い。各村の番所には、ブンミヤーが併設されており、村の女性が朝夕詰めて、役人の監視のもとで上布の製作にあたった。「上杉県令日誌」の中では、ブンミヤーの様子について、「室内全体は暗く、まるで牢屋のようである」と記されている。貢納布の中には、その決まったデザインの制作や、首里王府からの発注品である「御絵図柄」の制作も行われた。宮古上布は、現在国指定重要無形文化財に指定されているが、その歴史的背景には、貢納布としての過酷な織布作業があったといえる。



第25図 人頭税と宮古上布に係る文化財位置図

(2) 関連する主な文化財

①貢布座跡

貢布座の起源は定かではないが、租税として上布を徴収し、検査を行う機関として、ブンミヤー設置以前にあった、少なくとも乾隆 14(1749) 年には存在したと考えられている。その場所は、当初蔵元内にあったのかは定かでないが、現在知られているのは、旧宮古伝統工芸品研究センターのあった一帯（平良西里 3 番地）である。明治 15(1882) 年 7 月、宮古を訪れた上杉茂憲県令は貢布座も視察している。その後、明治 36(1903) 年 3 月、人頭税廃止運動に伴い貢布座は仕上世座とともに税務係に改められた。

②真屋御嶽

真屋御嶽は、宮古上布の創始者である稻石と、その夫である下地親雲上真栄を祀った御嶽である。稻石は、迎立氏上地与人の娘として生まれ、真栄の夫人となった。尚永王への報恩として綾鑄布を織り上げ、1583 年に献上した。この綾鑄布は、別名太平布とも呼ばれ、宮古上布の始まりとなった。真屋御嶽は、現在も宮古上布関係者が多く参拝している。

③宮古上布と苧麻糸手績み

宮古上布は、人頭税制の税の対象として成人女性に課せられた歴史的背景を有する。しかし、現在では、越後上布、小千谷縮と並び日本を代表する上布として知られている。現在、宮古上布は、国指定重要無形文化財に指定されおり、その指定要件は、以下のとおりである。

1. すべて苧麻を手績みした糸を使用すること
2. 繾模様をつける場合は、伝統的な手ゆいによる技法 又は手括りによること。
3. 染色は、純正植物染であること
4. 手織りであること
5. 洗濯（仕上げ加工）の場合は、木槌による手打ちを行い、使用する糊は、天然の材料を用いて調整すること。

また、その原料となる苧麻から糸を製作する苧麻糸手績みは、多くの工程からなり、その技術は、国選定保存技術として認定されている。



写真 100 宮古上布



写真 101 苧麻糸手績みの技術

9. 沖縄戦と戦争遺跡群

太平洋戦争末期の昭和19(1944)年～昭和20(1945)年までの沖縄戦において、宮古島市には、3万人もの兵が送られ、深刻な食料難とマラリアの流行により多くの命が失われた。そして、市内には、戦時に構築された壕などの戦争遺跡が211件確認されている。これらの戦争遺跡は、宮古島市における戦時下の状況を物語っている。

(1) 説明

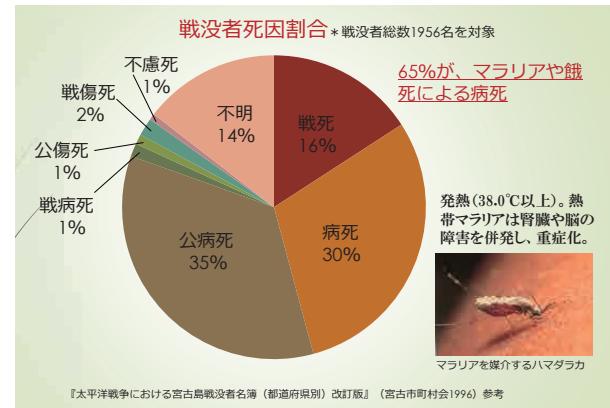
宮古島市では、昭和18(1943)年10月に、海軍飛行場建設のために、七原、屋原、クイズの3つの集落が用地接収されたことを皮切りに、昭和19(1944)年に、陸軍中飛行場、陸軍西飛行場の建設が進められた。当時の宮古島の人口は、約6万5千人であり、約1万が九州や台湾へと疎開した。その宮古島に、約3万の兵が配備され、宮古島の人口は約8万人にまでふくれあがった。急激な人口の増加は、食料不足と、居住域拡大のための森林地の開拓に伴うマラリアの蔓延を引き起した。宮古島では、地上戦はなかったものの、栄養失調とマラリアによって1200人以上がなくなった。

また、宮古島では、地上戦には至らなかったものの、昭和19(1944)年10月10日の大規模な空襲(十・十空襲)や、昭和20(1945)年5月4日の宮国沖からの艦砲射撃に続き、昭和20(1945)年3月後半から7月上旬まで、連日空襲による被害を受けた。空襲の主な標的となったのは、飛行場であり、爆撃を受けたのちの滑走路の修復作業には、多くの住民がかりだされている。

宮古島に上陸した旧日本軍の中心となったのが第28師団である。第28師団は、野原岳を拠点とし、作戦方針として、敵の上陸を阻むための水際作戦と、上陸をゆるした際には、第28師団の拠点となる野原岳を防衛し、持久戦に持ち込むこととした。そのため、宮古島市内の、海岸線には、砲台跡や、特攻艇秘匿壕群が点在し、野原岳を含む市内全域に壕を構築した。

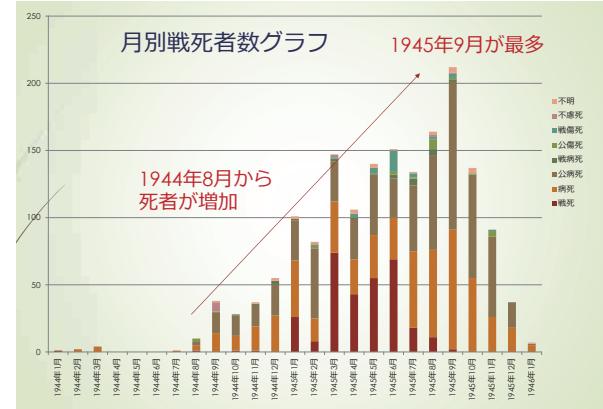


第28図『綾道 - 戦争遺跡編 -』 第28図 宮古島市内の軍の配備図



『太平洋戦争における宮古島戦没者名簿(都道府県別)改訂版』(宮古市町村会1996)参考

第26図 軍の戦没者の死因割合図



(2) 関連する主な文化財

①ヌーザランミ特攻艇秘匿壕（市指定史跡）

ヌーザランミ特攻艇秘匿壕群は、平良字狩俣の海中公園近くにあり、宮古島市内の戦跡で初めて市の史跡に指定された。本遺跡は、6つの壕口が連結しており、総延長は約300mである。

当時、壕の内部には41艇の特攻艇が格納され、特攻艇を載せる台車のレールが八光湾まで敷かれた。壕は「海軍第313設営隊」が構築し、「第41震洋隊（八木部隊）」が配置されたが、宮古島には米軍の上陸がなかったため、出撃することはなかった。

②大浜特攻艇秘匿壕

宮古島から伊良部大橋へと繋がる道の左手側の丘陵地には、数多くの壕が残されている。これらの壕群は、琉球石灰岩を「コの字型」や「H型」に定型的に掘り込んで、2つの壕口が内部で連結する構造を呈している。その内の1つの壕には、特攻艇を移動させるためのレールを設置した際の敷石が残っている。こちらの壕群には「海上挺進第30戦隊」の特攻艇を格納する予定だったが、奄美近海で全滅してしまったため、使用されることなく終戦をむかえた。

③海軍313設営隊地下壕群

熱帯植物園から宮古青少年の家にかけての丘陵には、34カ所の壕口が広範囲にわたって造られている。これらの壕群は、軍事作戦に必要な陣地を構築する「海軍第313設営隊（650人）」の本拠地に関連するもので、中には総延長が500m以上にも及ぶものもあり、宮古島で最大規模の壕が確認されている。

④下里添野戦重火器秘匿壕群

この壕群は5つの壕からなり、野戦重砲第1連隊第1大隊が使用していた。この部隊は、当初西城国民学校にいたが、第60旅団に入れ替わるかたちで、本遺跡一帯に移動している。東側の4つの壕は、96式15糰榴弾砲を秘匿するために構築されたと考えられており、同様の形態をなしている。壕の1つは、終戦後に納見中将の命令によって納骨堂へ転用されており、周辺には記念碑が立ち並んでいる。



写真 ヌーザランミ特攻艇秘匿壕



写真 103 大浜特攻艇秘匿壕群



写真 104 海軍313設営隊地下壕群



写真 105 下里添野戦重火器秘匿壕群

第5章 文化財を把握するための調査

第1節 既往の調査について

宮古島市では、合併前の旧市町村ごとに文化財担当者の有無によって、その把握調査に差がある。ここでは、旧市町村の地区ごとに分けて、把握調査の分析を行った。なお、全体を通して、美術工芸品の絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍について、把握調査が不足している。これは、調査が必要とされる文化財そのものが少ないわけではなく、宮古島市総合博物館には、郷土の画家による作品がまとまって寄贈されており、工芸品としての宮古上布なども多数収蔵されている。しかし、この分野の把握調査が不十分な理由には、当該分野の専門家がいなかったことが大きな要因であるといえる。また、文化的景観や伝統的建造物群についても市内全域での把握調査は進んでおらず、方言についても、市内全域を対象とした総括的な調査は行われているものの、方言は各集落ごとでも違いが見られるため、詳細調査が今後必要となってくる。

(1) 平良地区

平良地区は、全体的に文化財の把握調査が進んでいる。有形、無形の民俗文化財と名勝地の把握調査が不足しているものの、個別の文化財の調査が行われており、文化財指定されている件数も多い。

(2) 城辺地区

城辺地区も、平良地区同様に全体的に文化財調査が行われている地域である。地域ごとにクイチャーや獅子舞などの無形の民俗文化財も積極的に把握されている。

(3) 下地地区

下地地区では、古文書や考古資料・歴史資料そのものが少ないため、把握調査が不十分な状況にある。また、無形、有形の民俗文化財や記念物の遺跡については、文化財指定に係る個別の把握調査を行っている。

(4) 上野地区

上野地区も、下地地区とほぼ同様の状況であるが、遺跡の発掘調査件数が多いため、考古資料に関する把握調査が進められている。

(5) 伊良部地区

伊良部地区は、全体的に文化財の把握調査が不足している。これは専門員が不在であったことが大きな要因であるといえる。一方で、洞窟や海岸地形などを中心とした記念物については文化財指定の件数多く、それぞれで個別の把握調査が実施されている。

第25表 文化財把握調査

| 類型 | | 地区 | | | | |
|---------|------------|----|----|----|----|-----|
| | | 平良 | 城辺 | 下地 | 上野 | 伊良部 |
| 有形文化財 | 建造物 | ○ | △ | △ | △ | △ |
| | 絵画 | △ | × | × | × | × |
| | 彫刻 | × | × | × | × | × |
| | 工芸品 | × | × | × | × | × |
| | 書跡・典籍 | × | × | × | × | × |
| | 古文書 | ○ | ○ | △ | △ | △ |
| | 考古資料 | ○ | ○ | △ | ○ | △ |
| 無形文化財 | 歴史資料 | ○ | ○ | △ | △ | △ |
| | 民俗文化財 | △ | ○ | △ | △ | △ |
| | 無形の民俗文化財 | △ | △ | △ | △ | △ |
| | 遺跡 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ |
| | 名勝地 | △ | △ | △ | △ | △ |
| | 動物・植物・地質鉱物 | ○ | ○ | △ | ○ | ○ |
| | 文化的景観 | × | × | × | × | × |
| 伝統的建造物群 | | × | × | × | × | × |
| その他 | 方言 | △ | △ | △ | △ | △ |

第26表 既往調査報告書一覧①

| No. | 書名 | 著者名 | 発行年 | 発行者 |
|-----|---|-----|------------------|-----------|
| 1 | 上野村誌 | | 1958(昭和33)年8月1日 | 上野村役場 |
| 2 | 平良市史 第5巻 資料編3 戦後新聞集成 | | 1976(昭和51)年3月25日 | 平良市役所 |
| 3 | 伊良部村史 | | 1978(昭和53)年4月1日 | 伊良部村役場 |
| 4 | 平良市史 第4巻 資料編2 近代資料編 | | 1978(昭和53)年7月20日 | 平良市役所 |
| 5 | 上野村誌(村制30周年版) | | 1978(昭和53)年8月1日 | 上野村役場 |
| 6 | 宮国元島遺跡調査報告 | | 1980(昭和55)年3月 | 上野村教育委員会 |
| 7 | 昭和54年度文化財要覧 平良市の文化財 | | 1980(昭和55)年3月31日 | 平良市教育委員会 |
| 8 | 城辺町文化財調査報告書第1集 城辺町保良地区の遺跡分布 | | 1980(昭和55)年3月31日 | 城辺町教育委員会 |
| 9 | 平良市史 第1巻 通史編II 戦後編 | | 1981(昭和56)年3月31日 | 平良市役所 |
| 10 | 上野村の民話 | | 1981(昭和56)年3月31日 | 上野村教育委員会 |
| 11 | 平良市史 第2巻 通史編II(戦後編) | | 1981(昭和56)年3月31日 | 平良市役所 |
| 12 | 住屋遺跡(俗称・尻間)発掘調査報告 | | 1983(昭和58)年3月31日 | 平良市教育委員会 |
| 13 | 平良市史 第6巻 資料編4 戦後資料集成 | | 1985(昭和60)年3月30日 | 平良市教育委員会 |
| 14 | 城辺町史 第一巻資料編 | | 1985(昭和60)年3月31日 | 城辺町役場 |
| 15 | 上野村誌(村制40周年版) | | 1985(昭和60)年8月1日 | 上野村役場 |
| 16 | 平良市史 第7巻 資料編5(民俗・歌謡) | | 1987(昭和62)年3月30日 | 平良市教育委員会 |
| 17 | 城辺町文化財調査報告書第2集 沖縄県城辺町大牧遺跡・野城遺跡 範囲確認調査報告書 | | 1987(昭和62)年3月31日 | 城辺町教育委員会 |
| 18 | 平良市の文化財 昭和61年度文化財要覧 | | 1987(昭和62)年3月31日 | 平良市教育委員会 |
| 19 | 平良市史 第8巻 資料編6(考古・人物・補遺) | | 1988(昭和63)年3月15日 | 平良市教育委員会 |
| 20 | 下地町誌 町制40周年記念版 | | 1989(平成元)年1月25日 | 下地町役場 |
| 21 | 城辺町文化財調査報告書第4集 砂川元島-個人の土地改良に伴う緊急発掘調査 | | 1989(平成元)年3月 | 城辺町教育委員会 |
| 22 | 城辺町文化財調査報告書第5集 高腰城跡-範囲確認調査報告- | | 1989(平成元)年3月 | 城辺町教育委員会 |
| 23 | 城辺町文化財調査報告書第6集 友利遺跡-個人の土地改良に伴う緊急発掘調査 | | 1990(平成2)年3月 | 城辺町教育委員会 |
| 24 | 城辺町史 第5巻民話編 | | 1990(平成2)年3月31日 | 城辺町 |
| 25 | 平良市文化財調査報告書第2集 住屋遺跡 平良市新庁舎建設に伴う記録保存の為の緊急発掘調査概報 | | 1992(平成4)年3月 | 平良市教育委員会 |
| 26 | 平成4年度 子ども文化財めぐり | | 1992(平成4)年7月21日 | 城辺町教育委員会 |
| 27 | 城辺町の文化財 平成4年度城辺町文化財要覧 | | 1993(平成5)年3月30日 | 城辺町教育委員会 |
| 28 | 平成5年度文化財要覧 | | 1994(平成6)年3月 | 下地町教育委員会 |
| 29 | 平良市史 第9巻 資料編7(御嶽編) | | 1994(平成6)年3月31日 | 城辺町 |
| 30 | R. J ロベルトソン号宮古島漂着記 | | 1995(平成7)年3月31日 | 上野村役場 |
| 31 | 上野村の文化財 平成7年度上野村文化財要覧 | | 1996(平成8)年3月 | 上野村教育委員会 |
| 32 | 城辺町史 第二巻戦争体験編 | | 1996(平成8)年3月30日 | 城辺町役場 |
| 33 | 城辺町史資料No.1 砂川村のナーパイ祭祀調査報告 | | 1996(平成8)年3月30日 | 城辺町史編纂委員会 |
| 34 | 写真集 ぐすぐくべ 町制施行50周年記念 | | 1997(平成9)年3月31日 | 城辺町役場 |

第27表 既往調査報告書一覧(2)

| No. | 書名 | 著者名 | 発行年 | 発行者 |
|-----|--|-----|------------------|-----------|
| 35 | 下地町の文化財 平成10年度城辺町文化財要覧 | | 1998(平成10)年12月 | 城辺町教育委員会 |
| 36 | 上野村誌 (村制50周年版) | | 1998(平成10)年8月1日 | 上野村役場 |
| 37 | 写真集 上野 くらしの移り変わり | | 1998(平成10)年8月1日 | 上野村役場 |
| 38 | 平良市文化財調査報告書第4集 住屋遺跡 (1) -庁舎建設に伴う緊急発掘調査報告書- | | 1999(平成11)年3月31日 | 平良市教育委員会 |
| 39 | 下地町の文化財 文化財要覧 | | 2000(平成12)年3月30日 | 下地町教育委員会 |
| 40 | 城辺町史 第6巻歌謡編 | | 2000(平成12)年3月31日 | 城辺町役場 |
| 41 | 城辺町の文化財 平成13年度城辺町文化財要覧 | | 2002(平成14)年3月 | 城辺町教育委員会 |
| 42 | 平良市の文化財 平成13年度平良市文化財要覧 | | 2002(平成14)年3月30日 | 平良市教育委員会 |
| 43 | 平良市史 第10巻 資料編8 (戦前新聞集成 上) | | 2003(平成15)年3月31日 | 平良市教育委員会 |
| 44 | 平良市文埋蔵化財調査報告書第5集 尻川遺跡-個人住宅建設予定に伴う緊急発掘調査報告書- | | 2003(平成15)年3月 | 平良市教育委員会 |
| 45 | 村民の戦時・戦後体験記録 | | 2003(平成15)年3月 | 上野村教育委員会 |
| 46 | 村民の戦時・戦後体験記録 | | 2003(平成15)年3月 | 上野村教育委員会 |
| 47 | 城辺町史資料7 ぐすぐべの方言語彙 (下) | | 2004(平成16)年3月 | 城辺町教育委員会 |
| 48 | 友利元島遺跡-発掘調査報告書- | | 2004(平成16)年3月 | 城辺町教育委員会 |
| 49 | 平良市史 第10巻 資料編9 (戦前新聞集成 下) | | 2005(平成17)年9月30日 | 平良市教育委員会 |
| 50 | 城辺町史 別巻宮古市年表 | | 2005(平成17)年9月30日 | 城辺町役場 |
| 51 | 平良市の文化財 平成17年度平良市文化財要覧 | | 2005(平成17)年9月30日 | 平良市教育委員会 |
| 52 | 宮古島市埋蔵文化財発掘調査報告書第1集 根間・西里遺跡-県道3. 4. 16号市場通り線街路 整備事業に伴う緊急発掘調査報告書- | | 2006年(平成18年)3月 | 宮古島市教育委員会 |
| 53 | 平成18年度宮古島市文化財要覧 宮古島市の文化財 | | 2007(平成19)年3月 | 宮古島市教育委員会 |
| 54 | 宮古島市史資料1 柳田國男筆写本「宮古島近古文書」の翻刻シリーズ① 明治期宮古島の旧慣 調査資料 | | 2008(平成20)年3月31日 | 宮古島市教育委員会 |
| 55 | 宮古島市史資料2 宮古の系図家譜 | | 2009(平成21)年3月31日 | 宮古島市教育委員会 |
| 56 | 東平安名崎根元周辺文化財及び自然環境調査 報告書 | | 2009(平成21)年3月 | 宮古島市教育委員会 |
| 57 | 埋蔵文化財公開活用事業 発掘調査にみる宮古の歴史 | | 2009(平成27)年3月 | 宮古島市教育委員会 |
| 58 | 宮古島市史資料3 与世山親方宮古島規模帳 | | 2010(平成22)年3月31日 | 宮古島市教育委員会 |
| 59 | 宮古島市文化財調査報告書第3集 外間遺跡-県道3. 4. 3号市場通り線拡幅工事に伴う発掘調査報告書- | | 2010(平成22)年2月28日 | 宮古島市教育委員会 |
| 60 | 宮古島市史資料3 与世山親方宮古島規模帳 | | 2010(平成22)年3月31日 | 宮古島市教育委員会 |
| 61 | 国指定名勝「東平安名崎」保存管理計画策定 報告書 | | 2011(平成23)年3月31日 | 宮古島市教育委員会 |
| 62 | 宮古島市文化財調査報告書第4集 宮古島の岩陰遺跡-沖縄県宮古島市内遺跡発掘 調査- | | 2011(平成23)年3月 | 宮古島市教育委員会 |

第28表 既往調査報告書一覧③

| No. | 書名 | 著者名 | 発行年 | 発行者 |
|-----|---|-------|-------------------|-----------|
| 63 | 宮古島市史 第一巻 通史編 みやこの歴史 | | 2012(平成24)年3月30日 | 宮古島市教育委員会 |
| 64 | 宮古島市史資料4 郷土誌 | | 2012(平成24)年9月19日 | 宮古島市教育委員会 |
| 65 | 宮古島市文化財調査報告書第5-2集 金志川豊見親屋敷跡-範囲確認調査- | | 2013(平成25)年3月 | 宮古島市教育委員会 |
| 66 | 宮古島市史資料5 宮古方言集第1集 | 下地盛路 | 2014(平成16)年3月28日 | 宮古島市教育委員会 |
| 67 | 宮古島市文化財調査報告書第6集 西更竹岩陰墓・西更竹避難壕-城辺下地線拡幅工事に伴う緊急発掘調査報告書- | | 2014(平成26)年3月27日 | 宮古島市教育委員会 |
| 68 | 宮古島市史資料6 ユナンダキズマ むかしの暮らし | 謝敷 正一 | 2015(平成27)年3月23日 | 宮古島市教育委員会 |
| 69 | 宮古島市文化財調査報告書第6集 アラフ遺跡・ツヅピスキアブ洞窟・友利元島遺跡-宮古島市内遺跡発掘調査報告書- | | 2015(平成27)年3月31日 | 宮古島市教育委員会 |
| 70 | 埋蔵文化財公開活用事業 発掘調査に見る宮古の歴史 | | 2015(平成27)年3月 | 宮古島市教育委員会 |
| 71 | 宮古島市文化財調査報告書第5集 長南陣地壕群・長南岩陰墓・地盛南岩陰墓・ 地盛南陣地壕・村越陣地壕-宮古島市内ほ場整備工事における発掘調査- 報告書 | | 2015(平成27)年3月26日 | 宮古島市教育委員会 |
| 72 | 宮古島市文化財調査報告書第6集 アラフ遺跡 ツヅピスキアブ洞窟 友利元島遺跡-宮古島市内遺跡発掘調査報告書- | | 2015(平成27)年3月31日 | 宮古島市教育委員会 |
| 73 | 重要文化財 豊見親墓あとんま墓及び知利真良豊見親の墓 保存修理工事報告書 | | 2016(平成28)年3月 | 宮古島市教育委員会 |
| 74 | 国指定名勝及び天然記念物「八重干瀬」保存活用計画策定報告書 | | 2016(平成28)年3月31日 | 宮古島市教育委員会 |
| 75 | 平成29年度地域の特色ある埋蔵文化財公開活用講座第2回シンポジウム「浦底遺跡の発掘調査にみる無土器期研究の新展開」資料集 | | 2017(平成29)年10月28日 | 宮古島市教育委員会 |
| 76 | 宮古島市文化財調査報告書第9集 国仲砂川の壕-南上原ほ場整備事業(H27-2)における発掘調査報告書- | | 2017(平成29)年3月 | 宮古島市教育委員会 |
| 77 | 平成29年度地域の特色ある埋蔵文化財公開活用事業第2回シンポジウム「浦底遺跡の発掘調査にみる無土器期研究の新展開」資料集 | | 2017(平成29)年10月28日 | 宮古島市教育委員会 |
| 78 | 宮古島市文化財調査報告書第11集 荷川取崎名原の古墓 荷川取海岸秘匿壕群・ ウップドウマーリヤ特攻艇秘匿壕群-大米建設新工社建設工事に伴う発掘調査報告書- | | 2017(平成29)年12月 | 宮古島市教育委員会 |
| 79 | 平成28年度地域の特色ある埋蔵文化財公開活用事業 最新の研究成果にみる宮古の歴史-文化講座資料集- | | 2017(平成29)年3月 | 宮古島市教育委員会 |
| 80 | 平成29年度地域の特色ある埋蔵文化財公開活用事業第1回シンポジウム「戦争遺跡可能性-保存・整備・活用の視点から-」資料集 | | 2017(平成29)年6月10日 | 宮古島市教育委員会 |
| 81 | 宮古島市史 第二巻 祭祀編(上) 重点地域調査 みやこの祭祀 | | 2018(平成30)年3月28日 | 宮古島市教育委員会 |

第29表 既往調査報告書一覧④

| No. | 書名 | 著者名 | 発行年 | 発行者 |
|-----|---|-----|------------------|-----------|
| 82 | 宮古島市文化財調査報告書第14集 千代田カギモリ原の古墓・千代田カギモリ原の壕-陸自宮古島 (29) 文化財調査業務委託 (宮古島市) に伴う発掘調査報告書- | | 2018(平成30)年3月 | 宮古島市教育委員会 |
| 83 | 宮古島市文化財調査報告書第15集 アラフ遺跡-新城海岸トイレ施設整備工事に伴う発掘調査報告書- | | 2018(平成30)年3月 | 宮古島市教育委員会 |
| 84 | 宮古島市文化財発掘調査報告書第17集 ティラフグ遺跡-共同住宅建設工事に伴う発掘調査報告書- | | 2018(平成30)年12月 | 宮古島市教育委員会 |
| 85 | 平成29年度地域の特色ある埋蔵文化財公開活用事業第3回文化講座 中国産陶磁器からみるグスク時代・東アジア海域の交易-資料集- | | 2018(平成30)年2月3日 | 宮古島市教育委員会 |
| 86 | 平成29年度地域に特色ある埋蔵文化財公開活用 最新の研究成果にみる宮古の歴史-文化講座資料集- | | 2018(平成30)年3月 | 宮古島市教育委員会 |
| 87 | 宮古島市文化財調査報告書第12集 国仲元島遺跡・国仲美里の壕-仲地副貯水池整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査- | | 2018(平成30)年3月 | 宮古島市教育委員会 |
| 88 | 宮古島市文化財調査報告書第16集 宮古島市内戦争遺跡分布調査報告書(1)-城辺地区・上野地区- | | 2018(平成30)年3月30日 | 宮古島市教育委員会 |
| 89 | 宮古島市文化財調査報告書第19集 松原部落内遺物散布地/住屋遺跡、根間・西里遺跡(植物遺体分析)-宮古島市内遺跡発掘調査報告書3- | | 2019(平成31)年3月 | 宮古島市教育委員会 |
| 90 | 宮古島市文化財調査報告書第23集 宮古島市内戦争遺跡分布調査報告書(2)-下地地区・伊良部地区- | | 2019(令和元)年12月27日 | 宮古島市教育委員会 |
| 91 | 宮古島市文化財調査報告書第22集 保里遺跡-街路事業市場通り線(西仲宗根工区)埋蔵文化財発掘調査報告書- | | 2019(令和元)年7月 | 宮古島市教育委員会 |
| 92 | 宮古島市史 第三巻自然編 第I部(本編) みやこの自然 | | 2019年(平成31)3月28日 | 宮古島市教育委員会 |
| 93 | 宮古島市史 第二巻 祭祀編(中) 悉皆調査 (平良地区) みやこの祭祀 | | 2020(令和2)年3月26日 | 宮古島市教育委員会 |
| 94 | 宮古島市史 第三巻 自然編 第一部みやこの自然 別冊 | | 2020(令和2)年3月26日 | 宮古島市教育委員会 |
| 95 | 宮古島市文化財調査報告書第25集 第2西皆粉地の古墓 ウヅラ嶺の古墓 ウヅラ嶺の壕 嘉手苅アガリノミ子の古墓-平成29年度狭間地区・ウヅラ嶺地区・イリノソコ地区のほ場整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 | | 2020(令和2)年3月 | 宮古島市教育委員会 |
| 96 | 宮古島市文化財調査報告書第27集 第2イリノソコ古墓群-平成30年度イリノソコ地区ほ場整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書- | | 2021(令和3)年3月 | 宮古島市教育委員会 |
| 97 | 宮古島市史 第二巻 祭祀編(下) 悉皆調査 (城辺地区 上野地区 下地地区 伊良部地区 多良間村) みやこの祭祀 | | 2021(令和3)年3月31日 | 宮古島市教育委員会 |

第30表 既往調査報告書一覧⑤

| No. | 書名 | 著者名 | 発行年 | 発行者 |
|-----|--|-------|------------------|-----------|
| 98 | 古島市文化財調査報告書第29集 宮古島市内戦争遺跡分布調査報告書(3)-平良地区- | | 2022(令和4年)年3月31日 | 宮古島市教育委員会 |
| 99 | 宮古島市史資料8 佐良浜の祭祀歌謡-モトムラのオヨシを中心に- | | 2023(令和5)年3月22日 | 宮古島市教育委員会 |
| 100 | 宮古島市史 第三巻 自然編第Ⅱ部 みやこの自然と人 | | 2023年(令和5)3月31日 | 宮古島市教育委員会 |
| 101 | 令和5年度地域の特色ある埋蔵文化財公開活用事業 最新の研究成果に見る宮古の歴史No.8 -文化講座資料集・記録集- | | 2024(令和5)年3月 | 宮古島市教育委員会 |
| 102 | 宮古島市史資料9 イキマインシャの記録～池間漁師の知識と知恵～ | 伊良波 進 | 2024年(令和6)年 | 宮古島市教育委員会 |

第6章 これまでの取組と現状

第1節 無形の技術の伝承と人材育成について

1. 茅葺建物の保存

有形の民俗文化財の中には、その維持・管理に、伝統的な技術を要するものがある。その中でも、特に技術の継承と後継者の育成が必要とされるのが、「ウイピヤームトゥの祭場」である。

上比屋山は、砂川、友利地域が祭祀を行う上で重要な場所であり、複数の御嶽が存在する中で、マイウイピヤームトゥ、クスウイピヤームトゥ、ウイウスの3基の籠屋は、「ウイピヤームトゥの祭場」として県の文化財に指定されている。3基の籠屋は、壁面を石積で囲い、その上に木材で屋根の骨組みを設け、茅葺きの屋根を葺いている。これらの籠屋は、毎年おとずれる台風によって、茅が被害が受けることも多く、これまで茅葺の技術を有する住民らによって適時維持・管理がなされていた。しかし、住民の高齢化や、宮古島市内で茅葺の建物自体がほぼ本文化財に限られることから、茅葺の技術を有する技術者が非常に少なくなっている。

宮古島市教育委員会では、台風によって被害を受けた茅葺屋根の葺き替え作業を令和3年度より毎年行っている。葺き替えにあたっては、数少ない茅葺の技術を有する職人が、その作業にあたっている。

2. 国指定重要無形文化財「宮古上布」－技術の継承と後継者育成について－

国指定重要無形文化財「宮古上布」には、以下の指定要件が定められている。

1. すべて苧麻を手績みした糸を使用すること
2. 緋模様をつける場合は、伝統的な手ゆいによる技法又は手くくりによること
3. 染色は純正植物染であること
4. 手織りであること
5. 洗濯（仕上げ加工）の場合は、木槌による手打ちを行い、使用的する糊は、天然の材料を用いて調整すること

これらの指定要件に基づき、宮古上布保持団体では、「図案・手括り」、「染め」、「織り」、「洗濯・砧打ち」の各工程の技術の継承を目的とした、伝承者養成事業を実施しており、これまで多くの伝承者が講習を修了している。

宮古上布という用語を使用する際には、異なる2つの宮古上布がある。

1つは、国指定重要無形文化財「宮古上布」である。この場合の「宮古上布」とは、形ある織物を示すものではなく、前述した指定要件をみたす無形の技術を示している。

もう1つは、商標登録された「宮古上布」である。この場合は、形ある織物自体を示すものである。いずれも「宮古上布」と称されるものであるが、文化財としての無形の技術を示す「宮古上布」と、



写真 106 平成 27 (2015) 年時のウイウスムトゥの屋根の茅葺き替え工事風景



写真 107 手括り作業風景

工芸品としての織物自体を示す有形の「宮古上布」という違いがあり、前者は宮古上布保持団体が、後者は宮古織物事業協同組合が主管している。

そして、2つの宮古上布を比較した時、大きく異なる技術要素がある。その違いは、括りの工程における「手ゆい・手括り」と「機締め」という2つの技術である。琉球王府時代から製作されていた宮古上布は、手ゆい・手括りによって絣模様を施していたが、大正初期に締機により絣模様を施す技術が導入されると、緻密な絣模様を短い時間で製作することのできる機締めの技術が一気に大勢を占めるようになる。

現在も機締めの技術が多くの場で使用されており、これまでの宮古上布の歴史をふりかえっても、宮古上布の製作に必要不



写真 108 商標登録された宮古上布に貼付する証

【コラム - 工芸品としての宮古上布の証憑類 -】



第29図 沖縄県織物検査済の証

沖縄県では、織物及び紅型の品質の維持・改善・向上を図ることを目的として、昭和49年度から「沖縄県伝統工芸産業振興条例」により県営検査を実施している。検査に合格した製品については、「沖縄県織物検査済之証」「沖縄県紅型検査済之証」を貼付している。*沖縄県商工労働部ものづくり振興課 HPより引用



第30図 沖縄県伝統工芸品マーク

本県伝統工芸製品の声価を高め、消費者の購入の便に資するため、沖縄県伝統工芸産業振興条例（昭和48年沖縄県条例第72号）及び同施行規則（昭和49年沖縄県規則第38号）に基づいて、指定マーク「伝統工芸品之証」を貼付する。



第31図 経済産業大臣指定伝統的工芸品マーク（金の伝統証紙）

国が伝統的工芸品として指定した時に定めた技法や素材で製作された、文字通りの「伝統的工芸品」。100年以上も伝え続けられた技術で作られた“匠の手技”的象徴と言える工芸品である。経済産業大臣が指定した技術・技法・原材料で制作され、産地検査に合格した製品に貼られる。

*経済産業大臣指定伝統的工芸品とは

- ・生活に豊かさと潤いを与える工芸品。機械により大量生産されるものではなく、製品の持ち味に大きな影響を与えるような部分が職人の手づくりにより作られている。

- ・100年以上前から今日まで続いている伝統的な技術や技法で作られたものである。
- ・品質の維持や持ち味を出すために、主要な部分が100年以上前から今日まで伝統的に使用されてきた材料でできている。
- ・一定の地域において、ある程度の規模を形成してつくられてきたものである。

第32図 宮古上布の要素

| 団体 | 名称 | 対象 | 糸 | 染色 | 括り技法 | 紡 | 基準 | 商標など |
|------------|--------------|------|--------------|----------|--------|------|------------------|---|
| 宮古上布保持団体 | 宮古上布 | 技術 | 絹・緯とも手績みの苧麻糸 | 純正植物染 | 手ゆい手括り | 規定なし | 規定なし | なし |
| 宮古織物事業協同組合 | 宮古上布(十字紡紡布) | 商標登録 | 絹・緯とも手績みの苧麻糸 | 藍染 | 機締め手括り | 十字紡 | 14ヨミ以上 | 通産大臣指定伝統的工芸品証 沖縄県指定伝統的工芸品の証 沖縄県織物検査済みの証 宮古織物事業協同組合商標登マーク |
| | 宮古上布(草木染め上布) | | 絹・緯とも手績みの苧麻糸 | 藍または天然染色 | 機締め手括り | 規定なし | 11ヨミ以上 650g以内 | 宮古織物事業協同組合商標登マーク 宮古織物事業協同組合検査済の証 |



写真109 伝承者養成【図案・手括り講習】(宮上保提供)



写真110 伝承者養成【染め講習】(宮上保提供)



写真111 伝承者養成【染め講習】(宮上保提供)



写真112 伝承者養成【織り講習】(宮上保提供)

*「宮上保」は、「宮古上布保持団体」を示し、p69、p70も同様。

可欠な技術である。その一方で重要無形文化財「宮古上布」においては、古くからの伝統的な技術を伝承していく上で、「手ゆい・手括り」の技術も非常に重要なものであり、いずれの技術も宮古上布の歴史と深い関わりがあり、それぞれの絣模様には独自の風合いを有する。

国指定重要無形文化財「宮古上布」の技術を継承していく上では、この「手ゆい・手括り」の技術は特に欠かすことのできない技術分野である。これらの技の伝承を目的として、宮古上布保持団体では、以下の取組を実施している。

(1) 伝承者の養成

国指定重要無形文化財「宮古上布」の技術の向上を目的として、過去の宮古上布の技術の復元や、新たな宮古上布の図案や、染色技術の研究の機会を設け、宮古上布保持団体会員による技術研究の機会を設けている。また、これらの技術を会員間で共有し、次世代に技術の継承を図っている。

(2) 準会員の制度

宮古上布保持団体の会則では、会員入会の要件が会則で定められている。しかしながら、入会の要件は、30年以上の経験を有するなど、現在の状況に照らし合わせるとハードルの高い内容になっている。その一方で、会員の高齢化が進み、緩やかな世代交代を行っていく必要がある。そこで、新たな会員の育成を行うために、令和5年より会員候補者を準会員として位置づけ、保持団体で行う技術研究や、講習にかかる講師補助などに携わることで、会員に必要とされる技術の習得を行っている。

(3) 他団体との交流

全国重要無形文化財保持団体協議会や他団体の取組状況等を学ぶ研修等に多くの会員や伝承者が参加し、他の団体の技術者との意見交換や取り組みに関する情報や人脈を築くことで、会員及び伝承者の視野を広げ、宮古上布への誇りを高めるとともに、保持団体の未来志向の意識の向上を図っている。



写真 113 琉球藍生産地への研修風景（宮上保提供）



写真 114 久米島紬保持団体見学研修風景（宮上保提供）



写真 115 久米島紬保持団体見学研修風景（宮上保提供）

(4) 宮古上布関係団体との連携

宮古上布に関連する宮古上布保持団体、宮古苧麻績み保存会と、宮古織物事業協同組合、観光商工課、生涯学習振興課の行政とがそれぞれの取組や考えに対して意見交換を行う場を設けている。同じ宮古上布に携わる関係機関が、共通課題、それぞれの課題を共有することで、宮古上布に携わる技術者の製作環境や宮古上布の製作体制について改善していくことができる。

(5) 国指定重要無形文化財「宮古上布」の普及活動

宮古上布保持団体では、宮古上布の魅力を広めるための普及活動として、村巡りツアーや、宮古上布コレクション展を定期的に開催し、保持団体が所蔵する宮古上布の展示や、その解説案内を実施している。また、市内の小中学校の依頼に応じて、学校での出前授業を行うなど、宮古上布を広く知ってもらうための活動を実施している。



写真 116 出前授業風景（宮上保提供）



写真 117 コレクション展風景（宮上保提供）



写真 118 織り手と績み手の座談会（宮上保提供）

(4) 国指定重要無形文化財「宮古上布」-原材料の確保-

国指定重要無形文化財「宮古上布」は、手績みした苧麻糸を使用することが要件として記されている。しかし、苧麻糸を手績みする技術者が非常に少なく、現況として苧麻糸不足が常態化している。伝承者養成事業においては、伝承者の人数及び特別研修等にあわせて、必要となる苧麻糸を確保する必要がある。また、確保する糸についても、糸の太さや、品質が均等化されていなければならない。そのため、宮古上布保持団体では、関連技術事業「苧麻績み講座」を通して、一定量の均等な品質の苧麻糸の確保を継続して行っている。

また、常態化している苧麻糸不足の解消のため、県内の織物関係の有識者、市内の宮古上布関係者による「苧麻糸関係者会議」を開催し、その解決に取り組んでいる。

4. 国指定重要無形文化財「宮古上布」-道具の確保及び技術製作者-

国指定重要無形文化財「宮古上布」の技術を伝承していく上で、伝承者とあわせて、使用される道具を製作する技術者及び素材の確保も重要な課題である。現在、必要とされる道具については、会員が製作しているものもあるが、その製作技術を受けつぐ後継者の育成が必要とされる。

また、砧打ちについては、砧台や、木槌などは使用される樹種や、大きさが限定され、その原材料を確保すること自体が困難な状態になっている。これらをうけ、宮古上布保持団体では、道具の確保及び技術製作者を育成するにあたり、まずは国指定重要無形文化財「宮古上布」を製作するための道具の種類と形状、規格などを整理している。

5. 国指定重要無形文化財「宮古上布」-砧打ちに係る身体負担の軽減について-

国指定重要無形文化財「宮古上布」においては、砧打ちの工程で、上布を木槌でうつことで、非常に大きな音が発生し、耳に大きな負担をあたえている。そのため、砧打ちを行う会員及び伝承者には、耳に障害をきたすなどの声がきかれる。技術を伝承していく上で、身体にあたえる負担を軽減するためには、作業場での防音対策などを行い、技術者の身体的負担の軽減を図っていく必要がある。

6. 国選定保存技術「苧麻糸手績み」-技術の継承と後継者育成について-

宮古上布の原材料となる糸は、苧麻を手作業で績むことで製作され、その技術は国選定保存技術に位置づけられている。管理団体である宮古苧麻績み保存会には、77名の会員があり（令和7年6月現在）、技術の伝承がおこなわれている。保存会の行う事業では、多くの受講者があるものの、慢性的な糸不足の解消には至っていない。また、糸を製作できる技術者自体が少ないため、同じ技術者から一反分の糸を揃えることが難しく、複数人から糸を集めて使用することが多い。この時問題となるのが糸を同じ品質で揃えることである。しかしながら、技術の熟練度合には差があり、同品質の糸を揃えることが困難である。これらの課題について、宮古苧麻績み保存会では、以下の取組を行っている。



写真119 茄麻糸関係者会議風景(令和6年2月17日)



写真120 砧打ちの作業風景

第33図 宮古上布の製作に必要となる苧麻糸の量と期間の例



国指定重要無形文化財「宮古上布」を1反織るために必要な糸の基本量

絹糸：経糸約6～7ヨミ、緯糸約12ヨミ

地糸：経糸約6～7ヨミ、緯糸約12ヨミ

総数約50ヨミの糸を必要とする。

*1ヨミは約600m。



糸の製作日数

熟練の経験者でも、3～4カ月で10ヨミを製作。1反の必要とされる糸を製作するためには、多くの作業量を必要とする。

糸の価格

糸の品質等にもよるが、絹糸10ヨミで約50,000円。

(1) 講座の充実化による技術者の育成

宮古苧麻績み保存会では、国の補助事業を活用し、伝承者の養成を行っている。事業の中では苧麻糸に興味・関心をもってもらうための自由参加型のブーンミ講座を開催し、伝承者養成のための総人口の拡充を図り、初級コースでは、実際に講師の指導に従い、上布製作のための実践的な糸の製作のための講習を設けている。そこから、さらに中級コースを設け、段階的な技術の向上を図っている。宮古苧麻績み保存会では、後継者育成のための多様な講習プログラムについても協議を重ねており、伝承者養成のための講座の充実化を図っている。

(2) 原材料の確保

苧麻糸の原材料となる苧麻は、これまで生産者の屋敷内等で栽培されることが多かったが、現在では、個人で苧麻栽培していくための土地を確保することも困難となってきている。宮古苧麻績み保存会では、原材料となる苧麻についても、会として苧麻畑の整備を行い、講座などで使用する苧麻の確保を行っている。また、よりよい苧麻の栽培を目的とした、市内の苧麻の種類とその性質についても調査を実施している。

(3) 糸の価格について

これまで、苧麻績みは、女性の内職として行われてきた経緯があるため、現在でもその意識が強い。しかし、社会の変化に伴い、選択できる職業が増えた現在において、苧麻績みに携わる人の数は減り続けている。その大きな要因として、苧麻糸の費用対効果の低さにある。第32図に示したように、苧麻糸の製作日数に対しての収入は僅かであり、これまでの慣例が引き継がれており、現在の社会・経済とは大きな乖離がある。苧麻績みの技術者を増やしていくためには、糸の価格についても検討が必要とされ、宮古苧麻績み保存会、宮古上布保持団体、宮古織物事業協同組合、行政との間で意見交換を行っている。

(4) 実演会の開催

宮古苧麻績み保存会では、年間活動として文化庁が主催する「日本の技フェア」への出展や、一年間の事業成果の報告として「苧麻糸展示会」などを開催している。これらの活動を継続するとともに、歴史文化資料館を利用しての展示や実演、宮古島在来の苧麻の栽培などを実施し、苧麻績みへの理解を深めている。

第2節 文化財の調査・研究

1. 埋蔵文化財の調査

宮古島市は、入域観光客数が、10年前に比べ、約2倍の100万人を越える状況にある。宮古島市では、これらの観光客を受け入れるためのホテルや観光施設の建設工事が増えてきている。これに加え、圃場整備工事や、個人住宅やアパート建設などによる発掘調査の件数が増加している。これらの開発工事から、宮古島市内の文化財を適切に保存を行っていくため、以下の取り組みを行っている。

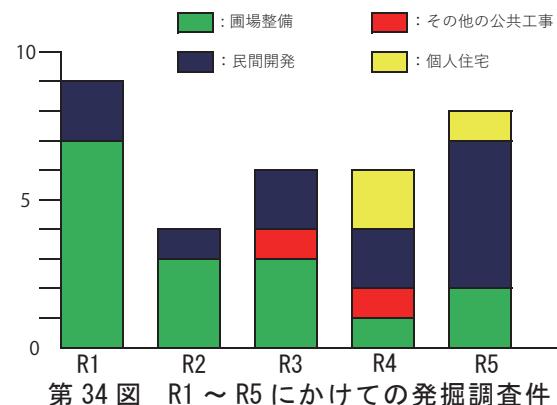
(1) 分布調査による市内埋蔵文化財の把握

開発の照会に対して、文化財を保護するために、埋蔵文化財の位置と範囲と概要を把握する。埋蔵文化財の分布調査については、沖縄県教育委員会による調査報告書が刊行されているが、宮古島市においては、現在も圃場整備工事が大規模に行われており、その工事に伴い戦争遺跡の新規の発見例が非常に多い時期があった。そのため、平成29年度より市内の戦争遺跡分布調査を開始し、令和4年度までに市内全域を対象とした報告書を刊行し、令和7年3月には、その後の調査で確認された戦争遺跡を追加した補遺編を刊行した。これらの戦争遺跡分布調査によって、工事の事前調整の段階で、戦争遺跡の範囲を工区外として現状保存する成果もでており、今後も継続して戦争遺跡の調査を行い、その位置や壊の構造の把握を行っていく。

加えて、海岸線での観光施設の建設等に対応するため、令和3年度より水中遺跡分布調査を開始している。沈没船や石切り場などの海域での遺跡の位置の把握を行うとともに、広く周知を行っている。

(2) 開発に伴う文化財の照会への対応

現在、宮古島市は、任意であるが、開発や不動産売買などに先だって文化財の有無の照会を行っている。現在は、市内関係者にも周知され、その照会の件数は年間600件を越える。文化財の照会に際しては、先に述べた埋蔵文化財や指定文化財の図面上での確認だけではなく、御嶽や、湧水地、天然記念物の生息状況などの確認、現地確認を行い、市内文化財の保護に努めている。



第34図 R1～R5にかけての発掘調査件



写真121 発掘調査風景〔池間皿嶺遺跡〕



写真122 戦争遺跡分布調査風景



写真123 水中遺跡分布調査風景



写真 124 南静園の戦争遺跡群現地確認風景



写真 125 指定文化財候補の福山のビーチロック群

2. 指定文化財候補の調査

文化財指定候補や、自治体などからの要望等により、文化財保護審議会は、未指定文化財の現地調査などを行い、文化財指定業務を進め、文化財の保護に努めている。調査等は、文化財保護審議会委員の協力や、民間調査業者への業務委託等も活用し、詳細な文化財調査の成果を積み上げている。

3. 市史編さん事業 - 宮古島市史の刊行 -

宮古島市は、市史編さん事業として、これまでに「第1巻通史編」、「第2巻祭祀編（上・中・下）」、「第3巻自然編（第1部本編、第1部別冊、第2部）」を刊行してきた。令和5年度から第4巻となる集落編の調査を開始し、原稿執筆、編集作業に取り組んでいる。集落編では、各地域の歴史を掘下げることで、より深く、より地域に根付いた歴史と文化への理解を深めることできる。しかしながら、これらの歴史や文化を語ることのできる方々は、高齢化が進み、その調査も容易ではない。歴史と文化の語り部への聞き取り調査は、年が過ぎるごとに難しくなるため、速やかな調査と市史の刊行に取り組んでいる。

4. 市史編さん事業 - 市史資料の収集と保存・活用 -

市史編さん事業は、合併前の旧市町村の頃から行われており、これまでの調査等で収集された資料は膨大な量となる。市史編さん室は、令和3年に現在の宮古島市歴史文化資料館へ移動し、市史資料の収蔵部屋を設けた。これらの貴重な資料を適正に保管し、今後活用していくためにも、以下の取組を進めている。



写真 126 保良クバクンダイ鍾乳洞の調査



写真 127 これまでに発刊された主な宮古島市史



写真 128 市史編さん委員会風景

(1) 市史資料の整理作業

市史資料は、現在整理途中であるが、膨大な市史資料を適切に保管していくために、適宜その整理作業を行っている。

(2) 市史資料の刊行

市史編さん室に収蔵された資料の中には、未刊行の資料も数多い。これらの資料を、市史資料として刊行し、広く市民へ周知を行うため、市史の刊行とは別に、市史資料を発刊している。

(3) 資料の収集

市史編さん室では、これまで地域内の調査を行っていく中で、家譜などの歴史史料や、個人が書き記した日記、生業に関する記録、写真資料などが確認されている。これらの資料は、地域の歴史や文化を語るうえで貴重な資料であり、資料の掘り起こしへつながっている。このような貴重な資料を適切に保存していくためにも、博物館などと連携を図っていく必要がある。

5. 学術調査との連携

宮古島市内では、これまでに多くの大学などによる学術調査が実施されている。これらの学術調査では、新たな発見、最新の分析研究などが行われ、宮古島市の歴史と文化の解明に寄与してきた。

アラフ遺跡については、沖縄国際大学を中心とした学術調査が、平成12年度～18年度にかけて継続して行われ、シャコガイ製貝斧の埋納遺構などの世界的にも類例の少ない調査成果が報告されている。宮古島市では、これらの調査成果をもとに平成30年12月に、アラフ遺跡を市指定史跡として文化財指定した。その他にも、ミヤコカナヘビの生態調査についても、関係機関と協力して、令和元年6月に県指定天然記念物に文化財指定されており、ツヅピスキアブでは、宮古島市教育委員会の発掘調査の成果を受け、より詳細な発掘調査が進められている。

また、学術調査で来島した専門家による文化講座の開催や、その調査成果の報告会などを通して、より地域に密着した発掘調査の体制を築いている。



写真 131 アラフ遺跡の学術調査風景



写真 129 アラフ遺跡発掘調査報告書2の刊行記者発表 (2018(平成30)年4月27日)



写真 130 ツヅピスキアブでの学術調査と市教育委員会職員見学風景



写真 132 狩俣での学術調査の成果報告会 (歴史文化資料館)

第3節 宮古島市の自然、天然記念物の保護

1. セマルハコガメ - 外来種としての国指定天然記念物への取組 -

宮古島市内には、国指定天然記念物セマルハコガメが定着して生息している。セマルハコガメは、地域を定めず指定されている天然記念物であるが、本来の生息地は石垣島と西表島であり、宮古島市内には本来生息しない種である。セマルハコガメが宮古島市に持ち込まれた時期や、その経緯については不明であるが、現在の所、いこいの森や、大野山林において多く確認されている他、2021年には大神島にも生息が確認されている。セマルハコガメは、宮古島市内では外来種であるため、在来種への影響が懸念されるが、国指定天然記念物であるため、生息域の調査や、胃の内容物の調査などには現状変更の申請を行う必要がある。また、車の往来の多い市街地などでも保護される事案があり、個体の生命の危機にもおよぶことから、緊急に一時保護している個体もいる。宮古島市においては、在来種の保存などを行う環境衛生局とともに、以下の取り組みを行っている。

(1) 産地の特定

セマルハコガメは、国内では、石垣島と西表島にのみ生息しているが、国外では台湾にも生息している。前述したようにセマルハコガメが宮古島市内に持ち込まれた経緯などについて不明であり、定着して生息しているセマルハコガメが石垣島や西表島の種なのか、台湾の種なのかは外見での見分けは困難である。そのため、環境衛生局や大学などの学術機関で、DNA調査による種の産地の特定を行う取り組みも行われており、石垣島に由来する結果が得られているが、その結果が、全体の様相を示すものであるかは明らかではない。

(2) 在来種への影響調査

セマルハコガメが、在来種へ与える影響については、現状変更の制限上、個体の解剖などを行うことが困難であり、糞や胃の内容物を吐き戻しさせることで、食性の調査が環境衛生局によって行われている。その結果によると、マイマイ類が確認されており、在来種への被害が懸念されている。同じく外来種のヤエヤマイシガメは、県指定天然記念物ミヤコサワガニを捕食していることが明らかにされており、セマルハコガメが及ぼす在来種への影響についても調査を行っている。

(3) 関係機関での意見交換

宮古島市において、国の天然記念物でありながら、外来種であるという矛盾した生息状況にあるセマルハコガメについて、宮古島市教育委員会、環境衛生局、県文化財課で意見交換を行い、本来の自然環境の状態を取り戻すための意見交換を行っている。

2. オカヤドカリの密猟について

オカヤドカリは、地域を定めない国指定の天然記念物である。宮古島市においては、海岸域に接した森林地帯などに非常に多く生息している。このオカヤドカリは、国外でペットとして高値で売買されており、県内や奄美諸島では、オカヤドカリの密猟が摘発されている事例も少なくない。宮古島市においても、2025(令和7)年4月2日付けの地元紙でオカヤドカリ998匹の密猟があったことが報道され、台湾籍の人物が逮捕されている。オカヤドカリの保護のために以下の取組を行っている。



写真 133 セマルハコガメ

(1) 国指定天然記念物としての周知

オカヤドカリは、宮古島の方言でアマンと呼ばれる。日常的に目にするものであったため、国指定天然記念物としての認知度が低い。それほど、目にしやすい生き物であるため、島内全域での密猟対策を行うことは、非常に難しい。オカヤドカリが国指定の天然記念物であることを周知するとともに、密猟されている現状を周知するために、運送業者や、公共機関などにポスターを掲示している。

(2) 関係機関との連携強化

宮古島市は現在、島からの移動手段が空路に限られているため、必然的に空港での摘発が多い。その他に、荷物として発送する事例もみられ、コンビニエンスストアを利用する事例もある。先に述べた周知活動を行うとともに、警察との連携を密に図り、密猟の事案が発生した際に、迅速に対応できる関係づくりを築く。



写真 134 オカヤドカリ

3. ツマグロゼミ - 種の保存 -

ツマグロゼミは、中国・台湾・八重山諸島・宮古（城辺字砂川・字友利の一部と上野地区の一部）に分布し、宮古島を北限とする。屋敷木のイスノキに生息は限られているが、自然林に近い状態の上比屋山のアカギ・リュウキュウガキ・クロヨナ等に自然分布している。しかし、現在では、屋敷木のイスノキが少なくなるなど生息環境は変化し、自然状態での生息を確認することは非常に難しくなっている。

旧上野村は、昭和 55 年にツマグロゼミの保存と増殖を目的として、ツマグロゼミ増殖施設を整備し、施設内には、多くのイスノキが植えられた。それにより、市内におけるツマグロゼミの生息環境の確保に繋がっている。しかし、近年、同施設内におけるツマグロゼミの孵化数が減少傾向にある。その要因としては、長雨などによる天候の影響や、繁殖地が施設内に限られていることから、近親間での交配による影響などが考えられているが、現在のところ、明確な要因は不明である。

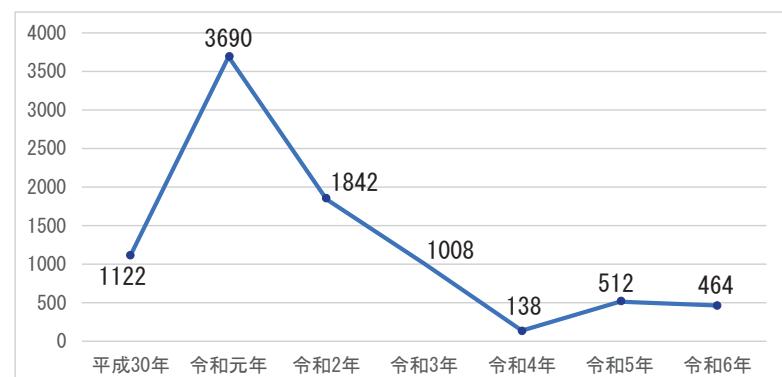
ツマグロゼミは、先に述べたように八重山諸島にも生息するが、島ごとに定着した個体群は、遺伝子レベルで異なる個体群として分かれているため、宮古島のツマグロゼミは、その島の個体群として保護していく必要がある。



写真 135 中学生のツマグロゼミ観察会



写真 136 ツマグロゼミの羽化状況



第35図 ツマグロゼミ増殖施設内での羽化数の推移

宮古島市では、ツマグロゼミの保護のために以下の取組を行っている。

(1) ツマグロゼミ増殖施設内における管理体制

現在、ツマグロゼミ増殖施設は、年数回の下草の除草作業などを補助金を交付し行っている。しかし、ツマグロゼミの施設内での孵化状況などについては、これまで、地元の有志によって無償で孵化後の抜け殻の集計がなされている。ツマグロゼミの保全を行っていく上では、継続的な施設内での記録の作成を行い、管理団体である宮古島市教育委員会によって、その体制の見直しと強化を図っている。

(2) 自然分布の確認

現在、ツマグロゼミの生息範囲は、増殖施設内に集中しているが、これまでには上比屋山一帯にも生息していることが確認されている。自然環境下でのツマグロゼミの生息状況を確認し、限られた範囲内でのセミの交配を防ぐためにも、ツマグロゼミの自然環境下での分布状況について確認を行う必要性がある。令和6年度には、上野豊原で大規模なツマグロゼミの羽化が確認された範囲もあり、その詳細な生息域の把握が必要とされている。宮古島市教育委員会では、イスノキの分布調査を行い、ツマグロゼミの生息地の詳細調査を進めている。

(3) 生息環境の整備

ツマグロゼミの生息範囲を広げていく上では、生息に必要とされるイスノキの環境を広げていく必要性がある。かつては、屋敷木として一定量のイスノキが集落内に生育していたが、現在ではその数も減り、自然環境下での生息数の減少にも繋がっていると考えられている。旧上野村時は、新里地域を中心に、イスノキの植林を行い、その生息環境の整備に努めていた。

(4) ツマグロゼミの生態研究

ツマグロゼミは、木に産み付けられた卵が孵化し、幼虫の状態で地中にもぐり、何年かの後に、地中からでて、成虫へと羽化することが分かっている。しかし、地中に何年幼虫の状態で過ごしているのかは分かっていない。また、孵化率や羽化率、そして、どれほどの行動範囲を有しているのかも分かっていない。その他、近年の羽化時の観察では、ヤモリやアリによる捕食、成虫になってからの鳥類の捕食も確認されており、専門家への意見聴取を行いながら、その生態の把握を進めている。

(5) 教育普及

ツマグロゼミは、その生息範囲が非常に限られていることもあり、ツマグロゼミそのものを知らない市民も多い。現在は、生息地の新里子ども部落会が、施設内の除草作業を行っており、同子供会や地域の小学校などでの教育普及が行われている。



写真 137 増殖施設内に植林されたイスノキ



写真 138 令和6年度に新たに確認された上野豊原のイスノキの並木



写真 139 ツマグロゼミの羽化の観察風景

4. 宮古馬－種の保全－

宮古馬は、昭和30年代には1万頭以上が島内で飼養されていたが、島の社会変化（交通や農業の機械化）にともない、その数は一時期14頭にまで激減した。令和7年2月時点で、48頭にまで回復しているが、種の安定頭数とされる100頭と比べると半分以下の状況である。また、繁殖を行ってきた馬が限られているため、近親交配を避けた繁殖を行っていく必要がある。現在、宮古島市では、宮古馬の種として保護していくため、以下の取組を行っている

（1）交配計画に基づいた繁殖

宮古馬保存会では、多様な遺伝子を残すために、令和4年度に「宮古馬交配計画－基本方針－」を定め、令和5年度より計画的な交配を進めている。この計画では、年間3～4頭の増頭が考えられており、各年度に交配計画委員会を開催し、その年に繁殖させる雄馬と雌馬の選定を行った後、実際に交配を行っている。

（2）施設整備

宮古馬を増頭していく上で、新たに生まれた馬の飼養場所の確保が必要となる。現在、宮古島市教育委員会では、集団飼育場として城辺字長間に宮古馬放牧場を整備している。同放牧場では、雌馬と雄馬を飼養しているため、目に見えない範囲での牧柵の設置を行っている。今後、利活用の場の確保に伴い、宮古馬放牧場については、雄馬の集団飼育の場としての利用を考えており、現在、牧柵の新設などを隨時行っている。

5. 宮古馬－保存のための健康管理－

現在、宮古島市内には、馬を専門とする獣医がいない。普段の体調不良については、市内在住の獣医が対応しているが、専門的な治療や予防を必要とする場合もある。現在、宮古島市では、以下の取組を行っている。

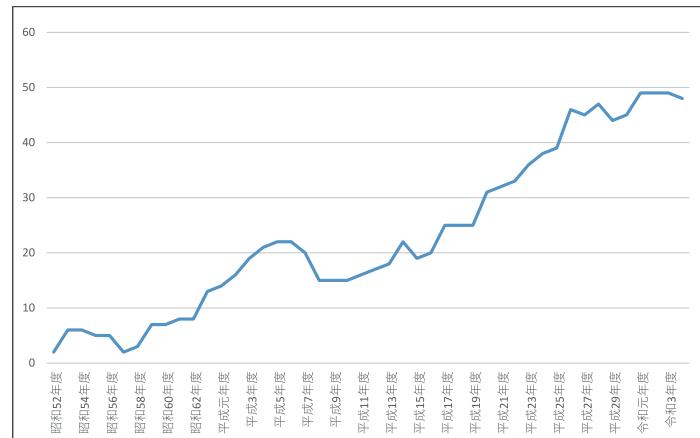
（1）関係団体との連携

宮古島市内で飼養されている宮古馬については、全国乗馬俱楽部振興協会などの協力をうけて、馬専門の獣医による破傷風のワクチン接種、駆虫剤の投与、歯の健康管理を毎年行っている。

また、削蹄については、個人のボランティアの助力により毎年実施している。その他、日常的な擦り傷や疝痛などについては、飼養者で対応しているものの、不明な点があれば、隨時専門家の助言を仰いでいる。



写真140 宮古馬放牧場で生まれた仔馬



第4節 文化財愛護思想の普及・啓発の促進

1. 宮古島市の文化を知る機会の創出

宮古島市には、沖縄県内の他地域とも違った独自の歴史、民俗、自然が残されている。宮古島市民のこれらの文化への理解度を高めることは、自身のアイデンティティの形成にも重要な役割を果たすものといえる。しかし、例として、宮古島の先史時代である無土器や、宮古馬、宮古上布などに直接触れ、学ぶ機会は非常に少ない状況にある。ここでは、これまでの普及・啓発活動の取組についてまとめていく。

①企画展・文化講座の開催

宮古島市の歴史、文化などの普及啓発活動のひとつとして、企画展や文化講座の開催などがある。宮古島市内においては、宮古島市総合博物館、宮古島市歴史文化資料館で企画展や文化講座を開催している他、宮古島市立図書館においても、文化講座などを実施している。また、市民の目にふれやすい市役所ロビーなどでも展示会などを実施している。これらの継続した活動を通して、宮古島市の歴史・文化への理解を深めている。

【参考】令和6年度宮古島市歴史文化資料館での活動事例

○企画展

- 第1回 自然災害と文化財
- 第2回 失われた学び舎 -児童生徒と戦争-
- 第3回 琉球と倭寇の物語り in 宮古島
- 第4回 異国船の時代と宮古諸島の水中遺跡
- 第5回 発掘調査速報展 -令和4～6年度-

○文化講座

- 第1回 荸麻で紙漉き・ランプづくり
- 第2回 宮古島市歴史文化資料館バックヤードツアー
- 第3回 草木染体験
- 第4回 宮古上布工房めぐり
- 第5回 砂川中の歩みを辿る展
- 第6回 シンポジウム「古琉球の異文化交流を考える」
- 第7回 荸麻糸座談会
- 第8回 シンポジウム「宮古馬の過去・現在・未来」



写真 145 歴史文化資料館での企画展見学風景



写真 146 文化講座風景（宮古上布工房巡り）



写真 147 市役所ロビーでの展示会風景



写真 148 夏休み親子ブーンミ体験風景



写真 149 文化講座（親子草木染め体験）



写真 150 小学校での宮古馬学習会風景



写真 151 小学校のシートヤー見学風景

（2）学校現場との連携

宮古島市の歴史と文化を学ぶ機会のひとつとして、学校教育との連携があげられる。博物館での展示を利用した昔の生活と道具を考える学習活動や、平和学習などは、施設を利用した学習方法として、これまでにも長く行われてきた。これに加えて、宮古上布の試着体験や、宮古上布のもととなる苧麻での糸づくり、宮古馬とのふれあい体験など、多様なプログラムを提供し、宮古島市の歴史と文化への理解を深める場を創出している。

（3）埋蔵文化財資料の再整理と活用

埋蔵文化財発掘調査で出土した資料は、旧市町村ごとに分散して収蔵されていた。これらの資料を、一括して収蔵する施設として、宮古島市歴史文化資料館内に埋蔵文化財収蔵室を整備した。本収蔵室に、資料を収蔵するために、遺物台帳をデジタルデータで整理するための作業を進めている。遺物台帳をデジタルデータで整理することで、資料利用や資料館での展示、島外への貸し出しなどの利便性を高めている。

（4）文化財散策冊子『綾道』の活用

『綾道』は、宮古島市の歴史と文化をめぐる文化財散策冊子として、平成24年度の「砂川・友利コース」をかわきりに、市内全域を網羅した全10巻を令和4年度までに刊行した。『綾道』は、市民だけではなく、宮古島市をはじめて訪れた観光客にも、内容が理解しやすいように、平易な文章と、イラストや写真を多様している。令和5年度からは、植物をテーマとしたシリーズの製作を開始し、令和5年度に「植物編」、令和6年度に「動物編」を刊行した。『綾道』は、宮古島市役所や、宮古島市歴史文化資料館、宮古島市総合博物館、宮古島市立図書館などで無料配布している。また、



写真 152 これまでに刊行された主な『綾道』



写真 153 『綾道』を活用した親子文化財巡検

刊行時には、巡検を行うなどして、その活用の促進を図っている。

(5) HP、SNS、デジタルを活用した周知活動

宮古島市内の文化財や埋蔵文化財発掘調査報告書、『綾道』は、宮古島市のHPにも掲載されており、デジタルでの利用も可能である。また、宮古島市立図書館が運営するデジタル図書館、宮古島市総合博物館が取り組んでいるデジタルミュージアムも、宮古島市の歴史と文化へふれるアクセス方法である。その他、宮古島市のLINEや、宮古馬保存会で一部活用しているインスタグラムなどのSNSも活用し、周知活動を行っている。

2. 宮古馬の利活用

宮古馬保存会は、宮古馬保存策定委員会を設け、令和2年3月に「宮古馬保存利活用計画概要」を定めている。この計画の中では、宮古馬を将来的にわたり保存と活用することを目指し、1) 保存・育成、2) 観光、3) 教育、4) 医療・福祉の4つの領域について計画をまとめ、総合的に取り組み、宮古馬の持続的な保存と活用を行うことを記載している。しかしながら、活用の面においては、現在、宮古馬での乗馬体験などを常時行うことのできる施設はない。そこには、馬の日常的な飼養に費やす時間の割合が多く、馬の馴致・調教を行なうことができない点と、馬を調教する技術者が不足している点があげられる。現在、宮古島市教育委員会では、以下の取り組みを行っている。

①馬の調教

現在、宮古馬については、全国乗馬俱楽部振興協会からの協力をえて、年に2回の定期的な調教を行っている。この調教を通して、現在では、調教師の指導のもとに、乗馬を行うことができる馬が複数育ってきている。今後も、継続して関係機関からの協力をえて、調教師の指導をうけ、馬の調教を進めていく。

②人材育成

人材育成は、宮古馬を利活用していくうえで、馬の調教と同様に重要な点である。しかしながら、人材育成という点では、準備が遅れている。安全に宮古馬を活用した乗馬などを行うためには、その技術を身につけたガイドを要する。現在、馬の関係団体から協力を



写真 154 宮古馬の調教風景



写真 155 海乗馬風景

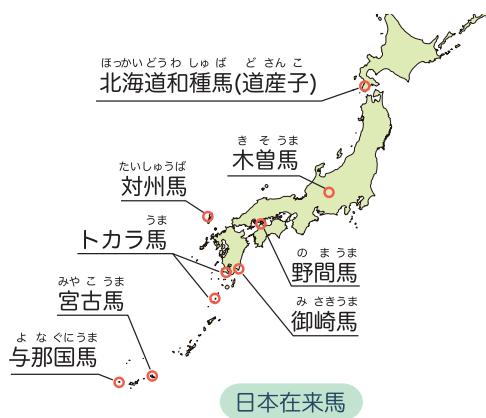
えて、馬に関する基本的な知識や、取扱い、調教技術、乗馬技術などを習得するための人材育成を進めている。

③宮古馬保存利活用計画の作成

「宮古馬保存利活用計画概要」は令和2年3月に作成され、今後5ヶ年の計画の方針を定めたものである。今後も、5年を主な単位として、保存利活用計画の作成を行っていく必要性がある。また、その計画の実施状況の進捗については、年に1～2回の頻度で委員会を開催し、計画の実施状況の確認や進捗状況について確認を行い、問題点の抽出や、その解決について議論を深めていく。

④他団体との情報共有

日本国内には、8種の在来馬があり、それぞれの保存会で保存と活用を行っている。在来馬については、日本馬事協会が、2年に1度在来馬連絡会議を開催し、各保存会の取り組みや課題について報告が行われている。宮古馬保存会は、令和2年より、宮古島市教育委員会が事務局を担っており、他の会と比べてその経験が浅い。そのため、在来馬連絡会議の他、関係団体からの助成を受けて、他団体の現地視察を行い、その取り組みや運営について情報収集を行うとともに、連絡体制を整備している途中である。



第37図 日本国内の在来馬分布



写真 156 対州馬（長崎県対馬市）



写真 157 木曽馬（長野県）



写真 158 御崎馬（宮崎県都井岬）

⑤市民への情報発信と意見交換

宮古馬保存会及び、宮古島市教育委員会では、宮古馬の保存と活用について活動を行ってきていて、その活動内容は、一般的にみえにくいため、積極的な情報発信が必要とされる。その方法の一つとしてシンポジウムがある。情報発信として、令和6年2月22日に、シンポジウム「宮古馬の過去・現在・未来」を開催した。本シンポジウムでは、これまでの宮古馬の保存・活用について宮古馬保存会の会員や、専門家などから報告を行ったうえで、これから取り組みについて、参加者と意見交換を行った。シンポジウムは、宮古馬保存会、宮古島市教育委員会としては初めての取り組みであったが、多くの方からの疑問や要望などを聞くことのできる有意義な機会であった。



写真 159 シンポジウム「宮古馬の過去・現在・未来」の開催風景 (R6. 2. 22)

第5節 文化財の保存・管理と整備

1. 文化財の保存・管理

宮古島市内には、国、県、市指定文化財が総数158件あり、その数は、県内最多である。これらの文化財を後世につないでいくためにも、適正な保存と管理が必要とされる。しかし、多数の文化財の保存状態を適時把握しておくことは難しく、また定期的な環境整備も必要とされる。加えて、毎年3～5回ほど接近する台風の被害状況の把握も必要とされ、修繕箇所などがあった場合には、速やかにその対策をとる必要となる。現在、宮古島市では、以下の取組を行っている。

【参考】近年の台風被害及び指定文化財の修復事例

- ・平成29年の台風による市指定文化財「サバウツガー」の崖面崩落に伴う補強工事
- ・平成30年の台風による県指定有形民俗文化財「ウイピヤームトゥの祭場」籠屋の茅葺屋根の損壊に伴う修復
- ・令和6年の大雨による国指定史跡「先島諸島火番盛（島尻遠見）」の法面崩落への対策
- ・令和6年の市指定史跡「平良第一小学校の石垣」の石垣修繕
- ・令和6年市指定有形民俗文化財「アナガー」の石積修復工事

（1）定期的な文化財の状態把握と報告

指定等文化財の管理については、宮古島市教育委員会が管理団体となる指定等文化財と、別に管理団体を設けている指定等文化財がある。管理団体を設けている指定文化財については、管理団体によりその状態把握が可能であり、不足の事態には宮古島市教育委員会への連絡体制がとられている。

指定等文化財の数も多いことから、定期的な文化財の状態確認を行うには、相当の人員が必要である。現在、台風接近時には、暴風警報が解除された段階で、指定等文化財の状態確認を行っている。その機会に、文化財の状態を把握し、必要とされる修復作業などについて計画をたてて、修繕を行っている。

なお、国、県指定文化財の場合、各機関への報告を行う必要があるため、損壊などがあった場合は、速やかに県文化財課と連絡体制をとっている。

（2）定期的な環境整備

宮古島市教育委員会の管理する指定文化財を定期的に環境整



写真160 台風によって茅葺の屋根が被害をうけたクスウイピヤームトゥ



写真161 サバウツガーに台風によって打ち上げられた海岸ごみの散乱状況



写真162 ゴミ0の日にあわせて行ったツヅピスキアブの清掃活動

備するには、人員が必要だが、亜熱帯気候ということもあり、夏場の草木の成長が早く、繁茂した状態になりがちである。そのため、定期的な環境整備を委託することで、指定文化財の適切な管理が可能となる。宮古島市教育委員会においては、年5回の指定文化財の清掃を委託し、その環境整備を行っており、文化財への理解を深めることへつなげている。

また、民間団体が市役所と連携した取り組みとして、5月30日のゴミ0の日にあわせた清掃活動を行うなど、関係団体と歩調をあわせて、文化財の保存・管理に取り組んでいる。

2. 文化財の現状変更について

宮古島市においては、年間3～8件の指定文化財の現状変更の申請がだされている。宮古島市のかけがえのない文化財を後世へ継承していくためにも、現状変更には十分な審議が必要とされ、宮古島市では、以下の取組を行っている。

（1）文化財保護審議会及び専門家との連携

現状変更の申請については、事務局で申請者から現状変更の内容について十分聞き取りを行い、関係資料及び、根拠資料をもとめ、これらの申請に対し、文化財保護審議会での現地確認や、専門家からの助言に基づき、その可否について判断を行っている。

3. 保存活用計画の作成

文化財の保存と活用が両輪として機能することで、その価値が十分活かされるといえる。そのためには、個別の文化財について、活用の範囲や、方法を定めることで、適切な保存につなげていくことができる。特に、観光利用の頻度の高い文化財については、その重要性がより高いといえる。現在、宮古島市においては、国指定名勝「東平安名崎」と、国指定名勝・天然記念物「八重干瀬」について、個別の保存活用計画を作成した。今後は、指定文化財の保存と活用の見直しを行い、必要に応じて個別の保存活用計画を作成していく。これまで、宮古島市では、以下の取組を行っている。

（1）保存活用計画を要する文化財の選定と迅速な計画の作成

先に述べたように、保存活用計画を必要とする文化財は、保存と公開・活用のバランスが必要とされる。宮古島市では、これまで国指定文化財「東平安名崎」と「八重干瀬」について、保存活用計画を作成してきた。また、市指定文化財についても、観光利用と文化財の保全を両立させるために、「保良クバクンダイ鍾乳洞」などの文化財について、保存活用計画の作成を進めている。



写真163 東平安名崎、八重干瀬の保存活用計画書

第7章 文化財の保存・活用に関する将来像

第1節 目指す将来像

第3次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）は、「郷土の自然と文化に誇りをもち、心豊かで主体性・創造性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」を基本理念に掲げている。地域計画では、サンゴ礁の隆起して出来た琉球石灰岩の島である宮古島市の「自然」と、その自然環境下のもとに形成されてきた宮古島市の「歴史」と「文化」に誇りをもつとともに、島のアイデンティティの形成と、宮古島の地理的環境を活かした国際性豊かな人々が行き交う将来像の達成を目指す。

【将来像】

郷土の歴史・自然・文化に誇りをもち、心豊かで、主体性・創造性・国際性に富む人々が息づくまち

第2節 基本的な方向性

目指すべき将来像の達成を目指すために、文化財を「守り」、その文化財への理解を深め・魅力を発信するために「学び・伝える」ことを基本的な方向性とする。

1. 文化財を「守る」

宮古島市の自然・歴史・文化を語る文化財を、未来へ遺していくため、適正な維持・管理を行い、その価値を損なうことなく保存していく必要がある。また、未指定文化財について、調査を進め、さらなる文化財の魅力の掘下げを行っていく。そして、開発などから文化財を守るため、各種文化財の位置や状態を把握するための分布調査を行い、その保護に努めていく。これらの文化財を「守る」活動を通して、宮古島市の歴史、自然、文化を次世代の子ども達へと未来へ繋いでいく。

2. 文化財を「学び・伝える」

「守る」活動をとおした島の文化財を、展示会や、文化講座、シンポジウムなどの活動や、LINEやホームページなどの活用した普及・啓発活動を積極的に行うことで、宮古島市の歴史、自然、文化の魅力発信を行っていく。これらの活動を通して、市民には、宮古島の歴史、自然、文化に誇りをもち、島で育ったアイデンティティの形成へとつなげ、心豊かで、主体性、創造性に富んだまちづくりを目指していく。

そして、西にユーラシア大陸、北に日本本土、南に東南アジアや太平洋諸島が位置するという、地理的環境を活かし、宮古島の歴史・自然・文化を多くの人々に感じていただき、国際性に富んだ街づくりへと活かしていく。

第8章 文化財の保存・活用に関する課題・方針

第1節 文化財を「守る」における課題

1. 調査・研究に関する課題

(1) 文化財の調査・研究が不足

宮古島市の歴史・自然・文化を保護していくために、埋蔵文化財や、動物・植物・地質鉱物等の文化財の把握調査が必要である。

2. 文化財の保存に関する課題

(1) 文化財指定及び管理が不十分

宮古島市の歴史文化を後世に遺していくため、文化財指定等を行い保護に努めるとともに、その適切な維持管理を行っていく必要がある。

(2) 埋蔵文化財の保護が不十分

開発に伴う照会に対し、現地確認などを行い適切な対応を行っていく必要がある。

(3) 天然記念物の保護への取り組みが不十分

減少傾向にある天然記念物の保護に努めるとともに、外来種に関する問題についても、関係機関と協力体制を築き対応していく必要がある。

(4) 民俗文化財の保護が不足

市内指定の有形、無形の民俗文化財について、関係団体と連携して保存と伝承を図る必要がある。

(5) 無形文化財の技の伝承への取り組みが不足

無形の技の伝承のため、研修事業などの充実化を図る必要がある。

(6) 文化財の防災・防犯への取り組みが不足

地震や津波、台風などの自然災害や、火事などの人的災害から、文化財を守るための対策について取りまとめる必要がある。また、文化財資料の盗難や落書き、天然記念物の密猟など防犯対策についても同様に取りまとめを行う必要がある。

第2節 文化財を「学び・伝える」における課題

1. 文化財の整備・活用に関する課題

(1) 宮古馬放牧場の整備及び活用が不十分

宮古馬を乗馬や引馬などで活用するため、牧場内を整備し、馴致・調教を行っていく必要がある。

(2) 埋蔵文化財資料の再整理及び活用が不十分

埋蔵文化財の資料を歴史文化資料館で一括収蔵し、その台帳作成をデータベース化して、その活用を促進させていく必要がある。

(3) 歴史文化資料館の整備が不十分

埋蔵文化財を活用した宮古島市の歴史へ理解を深めるとともに、宮古上布の製作にかかる技術について理解を深めるために、歴史文化資料館内の展示内容及び施設の充実化を図る必要がある。

2. 普及・啓発活動に関する課題

(1) 普及・啓発活動が不十分

宮古島市の歴史、文化、自然を広く周知していくための文化財冊子の作成や、収蔵資料の積極的な利用を図る必要がある。また、これらの取組を学校の教育現場でも促進させ、児童・生徒への宮古島市の歴史・自然・文化の普及・啓発を進めていく必要がある。

3. 関係団体との連携に関する課題

(1) 関係団体との連携が不十分

各文化財の専門的な関係団体と連携を図り、協力体制を強化し、円滑な業務の推進を図る。

第3節 文化財を「守る」における方針

1. 調査・研究に関する方針

(1) 文化財の調査・研究の推進

宮古島市の歴史・自然・文化を保護していくために埋蔵文化財や動物・植物・地質鉱物などの文化財の把握調査を進める。

2. 文化財の保存に関する方針

(1) 文化財の保護と保存管理の推進

宮古島市の歴史と文化を後世に遺していくためにも、文化財指定等を進めるとともに、その保存について、管理団体と連携し、適切な維持管理を行っていく。

(2) 埋蔵文化財の保護の推進

文化財の照会及び試掘調査による確認を進める。

(3) 天然記念物の保護の推進

減少傾向にある天然記念物の保護に努めるとともに、外来種に関する問題については、関係機関と協議を進めていく。

(4) 民俗文化財の保護の推進

市内指定の有形、無形の民俗文化財の保護に努めるとともに、関係団体と連携して民俗文化財の伝承していく。

(5) 無形文化財の技の伝承の推進

宮古上布及び苧麻糸手績みの伝承者の育成を行う。

(6) 文化財の防災・防犯への取り組みの推進

地震や津波、台風などの自然災害や、火事などの人的災害から文化財を守るための対策について、指定文化財等管理団体も含め、共通認識をもって取り組んでいく連携を進めていく。また、文化財資料の盗難や落書き、天然記念物の密猟などについても、その対策をたて、指定文化財等管理団体へ周知を図り、防犯意識を高めるとともに、警察などの関係機関とも協力体制を築いていく。

第4節 文化財を「学び・伝える」における方針

1. 文化財の整備・活用に関する方針

(1) 宮古馬放牧場の整備及び活用の促進

活用の場としての体験施設などの整備を行うとともに、乗馬などに資する馬の馴致・調教を促

進する。

(2) 埋蔵文化財資料の再整理と活用の促進

埋蔵文化財資料の台帳をデータベース化し、学習活動等へ活用する。

(3) 歴史文化資料館の整備の促進

埋蔵文化財及び宮古上布の理解を深めるための展示施設の充実化を図る。

2. 普及・啓発活動に関する方針

(1) 普及・啓発活動の推進

宮古島市の歴史・文化・自然を広く周知・普及していくための文化財冊子の作成や収蔵資料の積極的な活用を図り、学校現場の学習活動でもその活用を促進していく。

3. 関係団体との連携に関する方針

(1) 関係団体との連携の促進

宮古馬、宮古上布、苧麻糸手績みなど、宮古島市の文化財の専門的な関連団体との連携を促進する。

第9章 文化財の保存・活用に関する事業

第1節 文化財の保存・活用に関する事業

各事業は、国費（文化財補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金等）・県費・市費、その他民間資金等を活用しながら進めていく。

第31表 文化財の保存・活用に関する事業一覧①

*事業主体 ◎：中心になって取り組む（事務局・主催等）、○：協力して取り組む、△：参画しないが、協力体制を整えておく。

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | | | | 事業計画期間 | | | | |
|--------------------------|---|------|----|----|----|--------|-----|-----|-----|-----|
| | | 行政 | 専門 | 団体 | 市民 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
| ①埋蔵文化財の分布調査 | 開発事業に対して、埋蔵文化財の保護を図るため、分布調査によりその位置と状況を把握する。特に、市内の開発で多い、大規模なホテル開発や圃場整備工事に対応するため、戦争遺跡、水中遺跡の分布調査を行う。 | ◎ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| ②埋蔵文化財調査 | 開発に伴う記録保存のための発掘調査を実施する。また、文化財指定にむけた確認調査を実施する。 | ◎ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| ③学術調査連携 | 大学等が実施する学術調査について、連携を図り、その調査成果について市内で情報共有を行う。 | ○ | ◎ | ○ | ○ | | | | | |
| ④宮古島市史編さん業務 | 宮古島市史第4巻となる集落編の現地調査、原稿執筆、編集作業を進め、発刊する。 | ◎ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| ⑤文化財照会地等のデータベース化 | 過去の文化財照会地や御嶽などの位置情報をGISに登録し、照会業務の効率化を図る。 | ◎ | ○ | △ | △ | | | | | |
| ⑥天然記念物を中心とした未指定文化財への調査 | 大規模開発等へ対して、自然環境の保全を目的とし、天然記念物を中心とした未指定文化財の把握調査を行う。 | ◎ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| ⑦未指定文化財の把握調査 | 宮古島市内における有形の民俗文化財や遺跡、植物、地質鉱物等の未指定文化財の把握調査を行う。 | ◎ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| ⑧文化財の指定等 | 未指定の文化財リストに基づき、文化財指定を行い保存と管理を行う。 | ◎ | ○ | △ | △ | | | | | |
| ⑨市内指定等文化財の管理確認 | 指定等文化財の現状確認を行い、文化財の適正な維持・管理を行う。特に台風後には、その被害状況の把握を速やかに行う。 | ◎ | ○ | ◎ | ○ | | | | | |
| ⑩市内指定等文化財管理団体に対する補助金交付業務 | 適正な文化財の維持・管理を行うために、文化財管理者へ補助金の交付を行う。 | ○ | △ | ◎ | ○ | | | | | |
| ⑪現状変更許可申請業務 | 指定文化財の保護に努めるため、現状変更申請に対しては、場合に応じて文化財保護審議会、県、国に意見聴取を行い、適正な管理を行う。 | ◎ | ○ | ◎ | △ | | | | | |

第32表 文化財の保存・活用に関する事業一覧②

*事業主体 ◎：中心になって取り組む(事務局・主催等)、○：協力して取り組む、△：参画しないが、協力体制を整えておく。

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | | | | 事業計画期間 | | | | |
|-------------------------------|--|------|----|----|----|--------|-----|-----|-----|-----|
| | | 行政 | 専門 | 団体 | 市民 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
| ⑫開発等に伴う文化財の照会 | 開発等に伴う文化財の照会については、分布調査の成果も活用し、現地確認を行ないながら、埋蔵文化財、天然記念物、御嶽など多角的な視点から回答を行い、文化財の保護を行う。 | ◎ | ○ | △ | △ | | | | | |
| ⑬ツマグロゼミ羽化記録作業 | 市指定天然記念物であるツマグロゼミは、近年減少傾向にあるため、その生息域や羽化数などの把握に努め、その保護の対策について検討を行う。 | ◎ | ○ | ○ | △ | | | | | |
| ⑭セマルハコガメ管理業務 | 国指定天然記念物でありながら、国内外来種であるセマルハコガメの取扱について、環境保全部門と連携して方針を定める。 | ◎ | ○ | ○ | △ | | | | | |
| ⑮宮古馬の計画交配による増頭 | 宮古馬の交配計画に基づき繁殖を行い、種の安定に必要となる100頭にむけて増頭を行っていく。 | ○ | ○ | ◎ | ○ | | | | | |
| ⑯ウイピヤーヤマの祭場籠屋の保存事業 | 市内で唯一残る茅葺の祭場の籠屋を適切に保存・管理を行い、その祭祀の伝承に取り組む。 | ○ | ○ | ◎ | △ | | | | | |
| ⑰国指定重要無形文化財宮古上布の伝承者養成事業 | 宮古上布保持団体の行う伝承者の養成についてともに取り組んでいく。 | ○ | ○ | ◎ | △ | | | | | |
| ⑱国選定保存技術苧麻糸手續みの伝承者養成事業 | 宮古苧麻績み保存会の行う研修生の養成について、ともに取り組んでいく。 | ○ | ○ | ◎ | ○ | | | | | |
| ⑲宮古馬放牧場の整備業務 | 宮古馬の増頭に伴う飼養施設の整備を進める。 | ◎ | ○ | ◎ | ○ | | | | | |
| ⑳宮古馬利活用 | 宮古馬の利活用の場となる旧福嶺中学校の運動場部分において、必要とされる施設の整備、人材育成を進める。 | ◎ | ○ | ◎ | ○ | | | | | |
| ㉑埋蔵文化財資料整理業務 | 過去の発掘調査資料の再整理及び台帳等を作成し、企画展や文化講座などで積極的な活用を図る。 | ◎ | ○ | △ | △ | | | | | |
| ㉒宮古島市歴史文化資料館整備 | 宮古上布、苧麻糸手續みの技術を広く周知するため、資料館内の苧麻績み展示室の充実化を図る。 | ◎ | △ | △ | ○ | | | | | |
| ㉓『綾道-自然編-』の発刊 | 宮古島市の歴史・自然・文化を市民はもちろん観光客にも分かりやすく紹介するための冊子『綾道』を作成する。 | ◎ | ○ | △ | ○ | | | | | |
| ㉔宮古島市歴史文化資料館を拠点として企画展・文化講座の開催 | 埋蔵文化財及び宮古上布を主体とした企画展や文化講座を開催し、宮古島市の歴史と文化への理解を深める。 | ◎ | ○ | △ | ○ | | | | | |
| ㉕苧麻糸展示会・宮古上布コレクション展 | 宮古上布の技術の担い手である伝承者や研修生らの活動報告を行うとともに、各団体の収蔵資料の展示を行い、宮古上布の魅力を発信する。 | ○ | ○ | ◎ | ○ | | | | | |

第33表 文化財の保存・活用に関する事業一覧③

*事業主体 ◎：中心になって取り組む(事務局・主催等)、○：協力して取り組む、△：参画しないが、協力体制を整えておく。

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | | | | 事業計画期間 | | | | |
|-----------------|---|------|----|----|----|--------|-----|-----|-----|-----|
| | | 行政 | 専門 | 団体 | 市民 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
| ⑯学校教育現場への講師派遣業務 | 学校の教育活動の一環として、平和学習や地域の文化財巡りなどへ職員を派遣し、地域の歴史と文化の学習への連携を図る | ○ | △ | ◎ | △ | | | | | |
| ⑰宮古馬にかかる業務 | 日本中央競馬会、日本馬事協会、全国乗馬クラブ振興協会、TAWなど関係団体との会議などに参加し、協力体制を築く | ○ | ○ | ◎ | △ | | | | | |
| ⑱宮古上布にかかる業務 | 全国重要無形文化財協議会など関係団体との会議等に参加し、協力体制を築く | ○ | ○ | ◎ | △ | | | | | |
| ⑲苧麻糸手縫みに係る業務 | 日本の技フェア等に参加し、関係団体との協力体制を築く | ○ | ○ | ◎ | △ | | | | | |
| ⑳その他の関係団体との連携 | 沖縄県史跡整備協議会、沖縄県無形文化財協議会等関係団体との会議等に参加し、協力体制を築く | ○ | ○ | ◎ | △ | | | | | |

第10章 文化財の保存・活用の推進体制

第1節 本計画の推進の体制

本計画を推進するにあたり中核を担う「生涯学習部生涯学習振興課」は、宮古島市役所内に置かれている。取り組みについて連携を図る行政、関係団体や、専門家等は下記のとおりです。

第34表 本計画推進の体制

| 【行政】 | | |
|--------------------|---------|---|
| 宮古島市学習部委員会 | 生涯学習振興課 | 文化財係5人（うち専門員職員採用3名） 指定文化財等の保護・維持管理、普及啓発活動、埋蔵文化財の発掘調査、天然記念物の保存、無形文化財の伝承者育成・普及啓発活動 |
| | | 歴史文化資料館勤務（会計年度任用職員5人） 企画展の企画・展示案内 |
| | | 市史編さん担当（会計年度任用職員2人） 宮古島市史の発刊にかかる調査、編集 |
| | | 宮古馬放牧場勤務（会計年度任用職員2人） 宮古馬の飼養及び、見学案内 |
| | | 総合博物館 学芸係4人（うち、専門員職員採用2名） |
| 宮古島市役所 | 観光商工課 | 宮古織物事業協同組合を所管する |
| 【行政（県）】 | | |
| 県：沖縄県教育委員会文化財課 | | |
| 【専門（専門家・専門機関）】 | | |
| 宮古島市文化財保護審議会 | | |
| 宮古島市史編さん委員会 | | |
| 【団体】 | | |
| 宮古上布保持団体、宮古苧麻績み保存会 | | |
| 宮古島市指定文化財管理団体 | | |
| 日本馬事協会、全国乗馬俱楽部振興協会 | | |
| 宮古島市文化協会 | | |
| 【市民】 | | |
| 宮古島市民 | | |

第2節 文化財の防災・防犯について

宮古島市では、過去に乾隆36(1771)年の大波のように、地震や津波による大規模な自然災害を経験した過去をもつ。宮古島市としては、『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』を参考にしながら進めていく。有事の際は、県を経由して文化財防災センターに要請を行う。

宮古島市文化財保存活用地域計画

発行日：2025（令和7）年12月

編集・発行：宮古島市教育委員会

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地